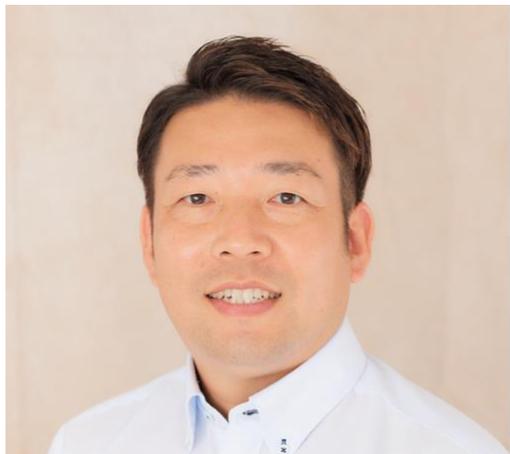


学校部活動を取り巻く環境と 地域クラブ活動の推進

～認定制度等含めた新たなガイドラインについて～

スポーツデータバンク沖縄株式会社
石塚 大輔



スポーツデータバンク沖縄株式会社
代表取締役 石塚 大輔

【役歴（関連機関）】

一般社団法人

ブカツ・サポート・コンソーシアム
代表理事

スポーツデータバンク株式会社
代表取締役

台湾思動邦有限公司
董事長兼總經理

主な委員等略歴・活動

スポーツ庁

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの作成検討会議
- スポーツ審議会スポーツ基本計画部会（第2期）
- 運動部活動の地域移行に関する検討会議（令和3年度）
- 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議
地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ（令和6年度）

経済産業省

- 地域×スポーツクラブ産業研究会

地方公共団体

- 兵庫県部活動地域移行推進協議会
- 神戸市部活動の地域移行のあり方検討委員会
- 沖縄県部活動等の在り方に関する方針検討会議
- 沖縄県運動部活動の地域移行に関する検討会

地域移行に関するコーディネーター/アドバイザー

- 沖縄県 部活動地域展開 総括コーディネーター
- 北海道 部活動の在り方検討支援アドバイザー
- 山形県 部活動改革アドバイザー
- 徳島県 部活動地域展開推進アドバイザー
- 宮崎県 部活動地域展開等支援アドバイザー
- 福岡県 地域クラブ活動推進アドバイザー

部活動地域展開に関する取り組み

国の取り組み沿革

平成28-令和元年

- 「ブラック部活」「ブラック校則」が話題
- 平成30年に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議」を設置。
- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定。

令和4年

- 「運動部活動の地域移行に関する検討会議」にて検討開始。
- 「**学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的ガイドライン**」を策定。

改革実行期間(前期)

令和8-11年

- 「改革実行期間(前期)」として、**委託事業から補助事業として推進を開始予定。**
- 国が定める認定制度を活用した「認定地域クラブ」の設置及び実行を地方自治体にて推進。

令和2年

- 令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域の活動へ移行する方針が示される。

令和5-7年

改革推進期間

- 「改革推進期間」として休日の学校部活動から地域クラブ活動への段階的移行を実証事業としてスタート。
- 令和7年度に「**地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議**」を実施し、「**最終とりまとめ**」を提出。
- “地域移行”から“地域展開”へ名称を変更。
- 「**認定地域クラブ**」の整備等を開始。

令和11-13年

改革実行期間(後期)

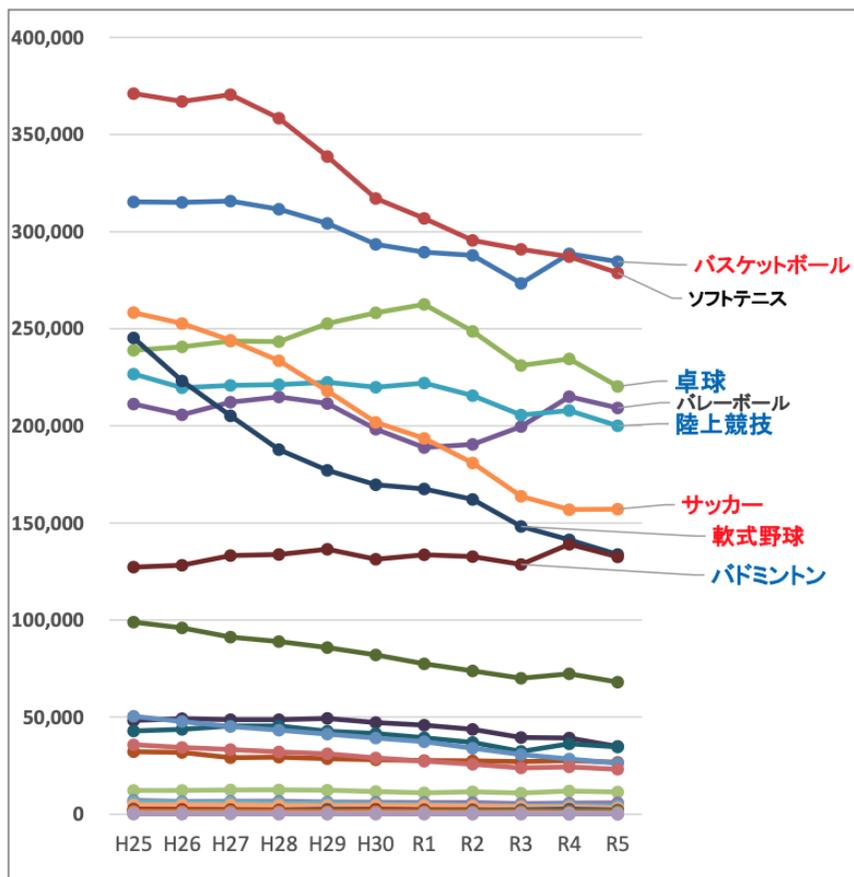
- 「改革実行期間(後期)」として、**原則、全ての休日部活動の地域展開を実現させる。**

部活動地域展開に関する取り組み

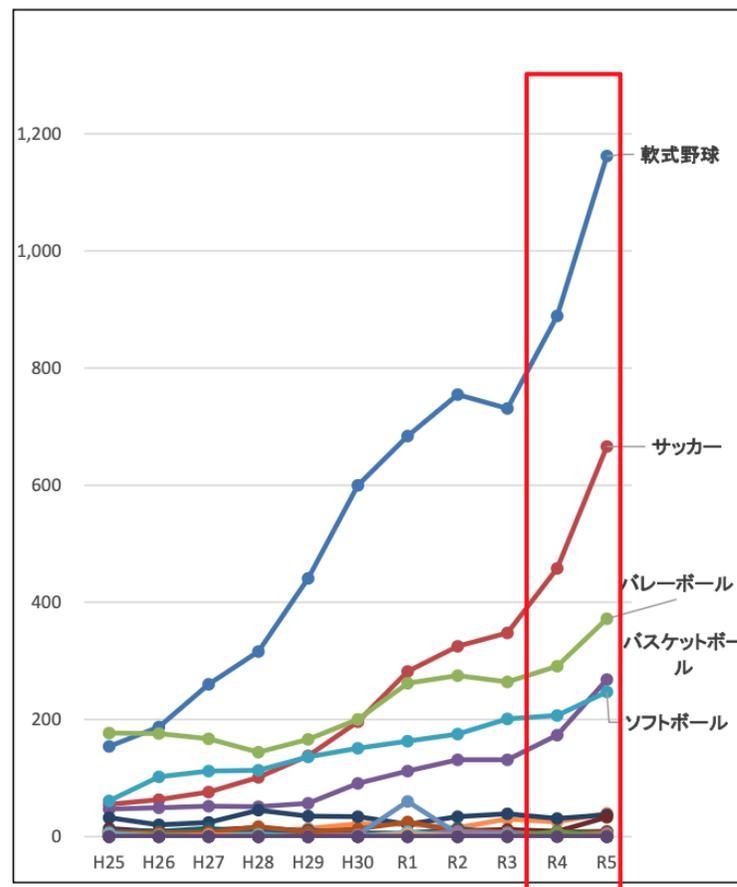
中学校の運動部活動の状況

- ✓少子化の進展により、学校単位での活動が困難に。
- ✓中学校における合同部活動実施チーム数が、急激に増加。

● 運動部活動に参加している中学生数の推移



● 中学校における合同部活動実施チーム数の推移



(出典) (公財) 日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

部活動地域展開に関する取り組み

なぜ学校部活動改革が必要なのか



少子化・人口減少の加速 →生徒の選択肢がなくなる

加速度的に進む少子化により、学校単位の**部活動維持が困難**になっており、十分な部員数の確保ができず、チーム編成や大会参加に支障をきたすケースが増加しています。

中学生年代人口

2025年度→約310万人 2033年度→約258万人



教員の働き方改革

休日・時間外の部活動指導による負担や**専門外の競技指導**による精神的な負担もあり、教員の長時間労働解消が社会課題となっています。

※体育以外・競技経験がない教員が顧問を担っている割合 **26.9%**



多様な活動機会の確保

活動頻度や種目などの子どもたちの**ニーズが多様化**している中で、生徒の興味・関心・適性に合わせた多様な活動機会の提供が求められています。

マルチスポーツ（複数競技）→スポーツ庁推奨



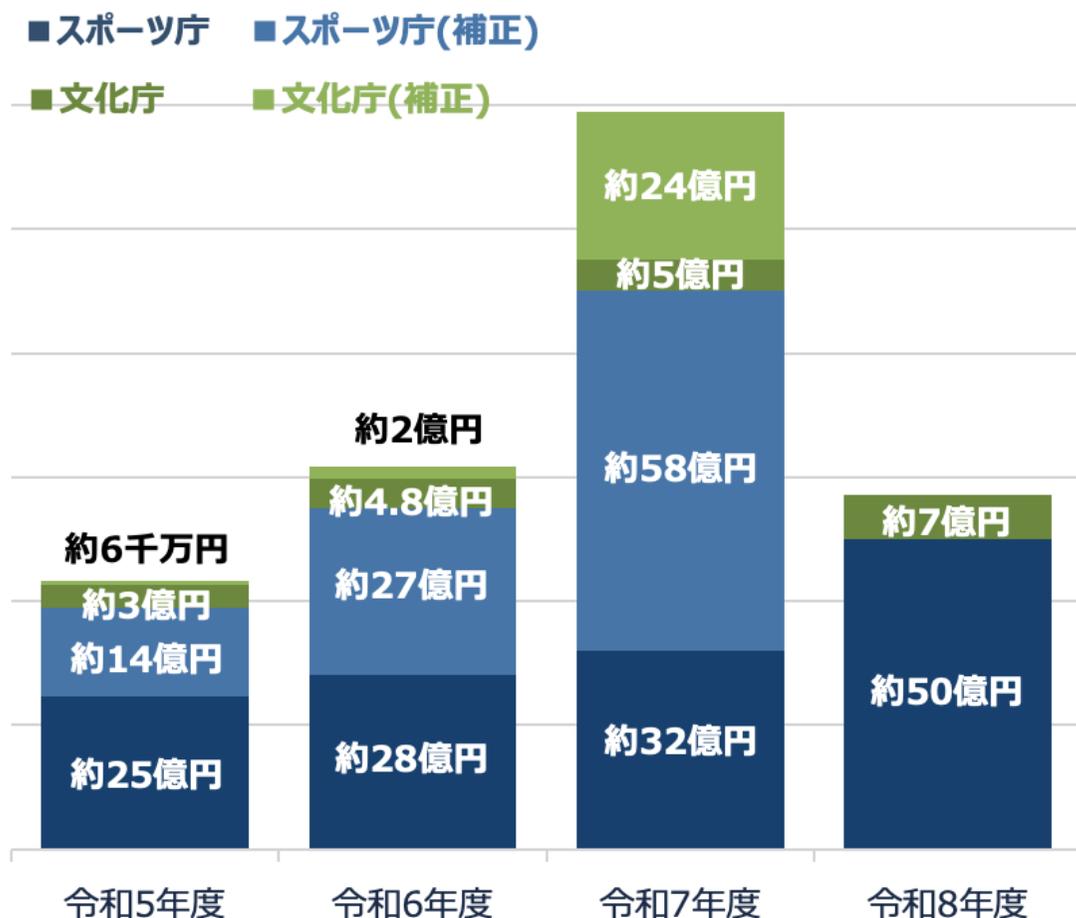
スポーツ・文化活動の 「再整備」と「まちづくり」が必要

地域の持続可能で多様なスポーツを一体的に整備し、子どもたちの多様な体験機会の確保が必要とされています。

部活動地域展開に関する取り組み

部活動地域展開における予算推移

スポーツ庁・文化庁予算推移



予算推移の詳細

- 令和5年度：約**43億円**（補正予算あり）
- 令和6年度：約**62億円**（補正予算あり）
- 令和7年度：約**119億円**（補正予算あり）
- 令和8年度：約**57億円**（+ 事項予算）
 - 地域クラブ活動推進：21.3億円
 - 部活動指導員配置：19.8億円
 - 新たなスポーツ環境の構築：3.4億円
 - その他事項要求含め増加
 - └ 令和7年度補正予算額

※補正予算は11月起案、12月閣議決定

部活動地域展開に関する取り組み

全国の自治体数



地方自治体数(全国)

1,749 市区町村

中部

都道府県数

10

地方自治体数

345

北海道

地方自治体数 **179**

東北

都道府県数

6

地方自治体数

227

関西

都道府県数

6

地方自治体数

198

中国

都道府県数

5

地方自治体数

107

関東

都道府県数

7

地方自治体数

324

九州・沖縄

都道府県数

8

地方自治体数

274

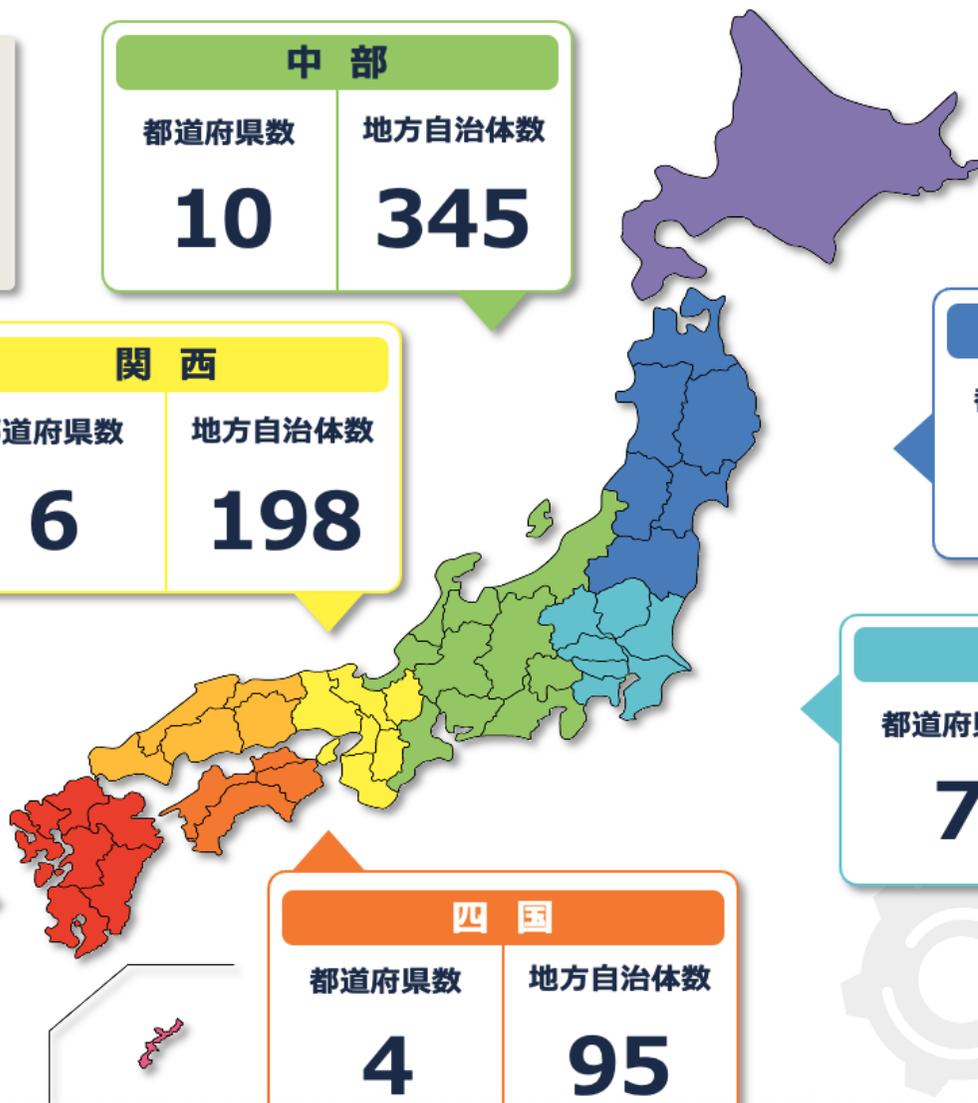
四国

都道府県数

4

地方自治体数

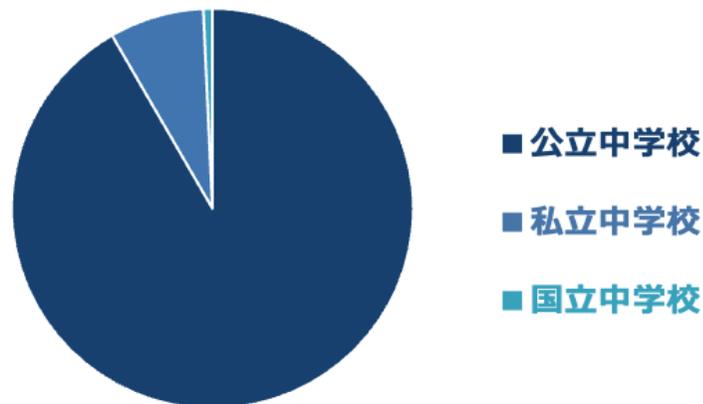
95



部活動地域展開に関する取り組み

全国の中学校数と中学生数

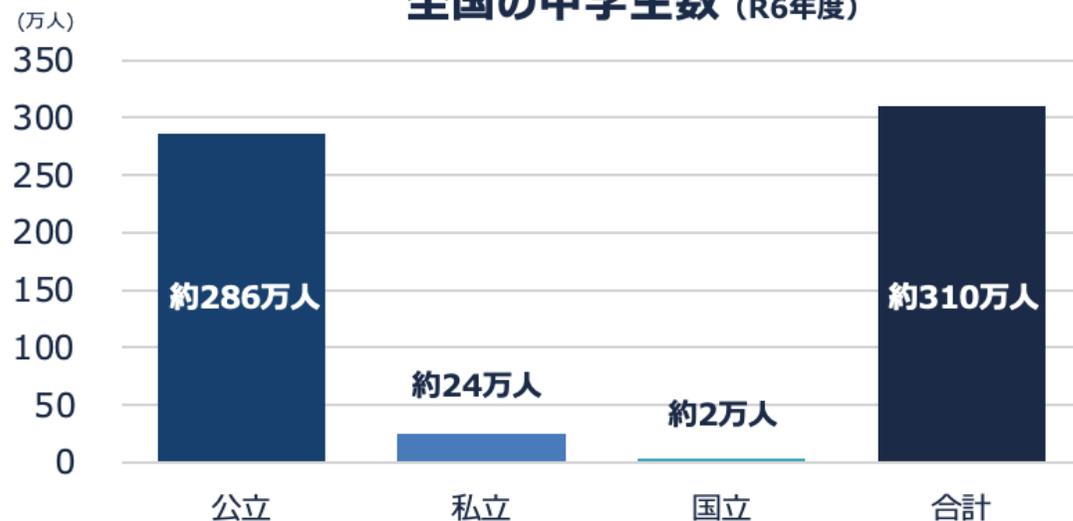
全国の中学校数 (R6年度)



中学校数 (全国)

公立中学校	約9,400校 (約91.7%)
私立中学校	約780校 (約7.6%)
国立中学校	約75校 (約0.7%)
合計	約10,255校

全国の中学生数 (R6年度)



生徒数 (全国中学生)

公立中学校	約2,866,000人 (約91.2%)
私立中学校	約248,000人 (約7.9%)
国立中学校	約27,000人 (約0.9%未満)
合計	3,105,307人

※参考：令和6年度（2025年）学校基本調査より

部活動改革の経緯・取組

◆「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月)

- ・ **令和5年度から令和7年度までの3年間**を「**改革推進期間**」と位置付け
- ・ **まずは、休日**における地域の環境整備を着実に進める。**地域の実情**に応じて可能な限り**早期の実現**を目指す



地域クラブ活動への移行に向けた実証事業（モデル事業）			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算額 (スポーツ・文化)	11億円	27億円	45億円
市区町村数	スポーツ： 339市区町村 文化：95市区町村	スポーツ： 510市区町村 文化：161市区町村	スポーツ： 670市区町村 文化：251市区町村

※予算額は補正を含む。



◆「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」(令和6年8月～)

- ・ 「**改革推進期間**」終了後（**令和8年度以降**）の改革の方向性や総合的な方策を検討
- ・ 令和6年12月に中間とりまとめ、**令和7年5月16日に最終とりまとめ**

◆部活動改革に関する新たなガイドラインの策定(令和7年12月 文部科学省)

◆新たな補助制度の創設

(令和7年度補正予算：82億円、令和8年度予算案：57億円 **計139億円**)

3

部活動地域展開に関する取り組み

部活動の地域展開等の全国的な実施

令和8年度予算額（案）	57億円
（前年度予算額）	37億円
令和7年度補正予算額	82億円



理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。
- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）に基づき、令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進 ※★印は令和7年度補正予算に計上

I. 部活動の地域展開等推進事業

54億円 ※令和7年度補正予算額：82億円

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援等を実施。

(1) 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

補助金

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進のために必要な経費を、地方公共団体に対して補助。

- ① 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援
 - 指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等
 - ② 経済的困窮世帯の生徒への支援
 - 参加費・保険料
 - ③ 推進体制の整備等★
 - コーディネーターの配置
 - 人材バンクの設置・運用、指導者研修、移動手段確保等
- 〈補助割合：①③は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（*1）、②は国1/2、都道府県・市区町村1/2〉

(2) 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応★

補助金

実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、実証事業を実施。（定額補助：国10/10）

- <主な重点課題>
- ・小学校体育専科教師等の指導者としての活用など多様な兼職兼業のモデル形成
 - ・地元大学等との連携による指導・運営体制の整備
 - ・学校施設の有効活用（指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む）
 - ・平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保・民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築
 - ・パラスポーツの推進及びインクルーシブな活動環境の確保等



(3) 中学校における部活動指導員の配置支援

補助金

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、指導や大会引率等を担う。
【17,320人（運動部：13,620人、文化部：3,700人）】〈補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（*1）〉

(4) 地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

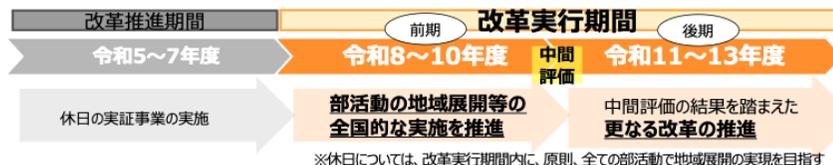
委託費等

- ・相談・サポート窓口設置、アドバイザー派遣、取組状況調査、課題への対応策創出、好事例の横展開★
- ・指導・リスクマネジメントの手引きの作成、動画ポータルサイトの運営（JSC運営費交付金）

II. 地域における新たなスポーツ環境の構築等

3億円 ※令和7年度補正予算額：0.4億円

- ・部活動の地域展開に当たり必要な公立中学校の施設の整備・改修を支援（用具保管の倉庫、スマートロック設置に伴う扉の改修等）★（一部）
- ・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施
- ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築等



根拠法令

- **スポーツ基本法（令和7年改正後）（抜粋）**
 第十七条の二 地方公共団体は、（略）中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
 2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。
- **公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年改正）（抜粋）**
 附則第三条 政府は、（略）次に掲げる措置を講ずるものとする。
 六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

【「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）抜粋】
 地域クラブ活動の推進体制整備や各種課題解決に向けた継続的な支援等により、部活動の地域展開等の全国実施を加速する。

*1 都道府県又は指定都市が実施主体の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3
 *2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツ、「文化芸術」には、障害者芸術、「中学校」には特別支援学校中等部等を含む。

令和7年度 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する 調査研究協力者会議

◆ 趣旨 - 設置要項より抜粋 -

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終とりまとめを踏まえ、部活動の地域展開及び地域クラブ活動の推進等に関する今後の具体的な方策等を検討するため、部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議（以下「協力者会議」という。）を設置する。

◆ 検討事項

1. **地域クラブ活動の要件及び認定方法について**
2. **地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について**
3. **学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン**

（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）の見直しについて

資料3

「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」
における検討事項・スケジュールについて（案）

1. 検討事項

設置要項に記載のとおり、以下の事項について検討を行う。

- (1) 地域クラブ活動の要件及び認定方法について
- (2) 地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について
- (3) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）の見直しについて
- (4) その他

2. スケジュール（予定）

- 6月30日（月）15:00～17:00：第1回
 - ・ 座長・座長代理の選任について
 - ・ 会議の運営等について
 - ・ 会議における検討事項・スケジュールについて
 - ・ 地域クラブ活動の要件、認定方法等について 等
- 7月、8月：3回程度開催
 - ・ 地域クラブ活動の要件、認定方法等について
 - ・ 地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について 等
- 9月以降
 - ・ 総合的なガイドラインの見直しなどについて 等

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインの概要

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月 文部科学省）の概要

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの

※公立中学校等が主な対象（「Ⅳ 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

Ⅰ 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - （1）基本的方針
 - （2）改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - （3）留意事項

Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
 - （1）趣旨
 - （2）想定される認定の効果
 - （3）認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
 - （4）認定されていない地域クラブ活動の取扱い

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - （1）地方公共団体における体制整備
 - （2）国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - （3）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
 - （4）関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
 - （1）運営団体・実施主体の整備等
 - （2）指導者の確保・育成
 - （3）活動場所の確保
 - （4）活動場所への移手段の確保
 - （5）生徒の安全・安心の確保
 - （6）障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

Ⅳ 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - （1）学校部活動に関する方針の策定等
 - （2）指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - （1）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - （2）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - （3）競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

Ⅴ 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - （1）大会等への参加の引率
 - （2）大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

Ⅵ 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ①地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- ②部活動の地域展開等に関する参考資料

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインの概要

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）

ここがポイント

改革の理念等

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、**全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備**
- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出**

ここがポイント

改革期間

令和5年度～7年度
「改革推進期間」



令和8年度～10年度
「改革実行期間」（前期）

令和11年度～13年度
「改革実行期間」（後期）

【中間評価】

取組方針

休日

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す
※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手
(中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進)

平日

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

※学校部活動をベースとした地域との連携など、**地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要**

認定制度

競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、**国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築**

【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等
【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか） / 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等） / 安全確保 / 学校等との連携

地域展開の円滑な推進に当たっての対応

推進体制

国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等

各種課題への対応

①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等)
④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理

ニーズ反映・参画促進等

生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）

部活動の在り方

- 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等）
- 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等）
- 適切な活動時間・休養日等の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

大会等の在り方

- 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等）
- 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）

関連制度

従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）、教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の例

- 生徒のニーズに応じた**多種多様な体験**
(複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む。)
- 生徒の**個性・得意分野**等の尊重
- 学校等の**垣根を越えた仲間**とのつながり創出
- 地域の様々な人や幅広い世代との**豊かな交流**
- 適切な資質・能力を備えた指導者による**良質な指導**
- 学校段階にとらわれない**継続的な活動** (引退のない継続的な活動) 及び地域クラブの指導者による**一貫的な指導** 等

生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

- 目標や活動を生徒同士で話し合っ
て決めたり、活動を改善する工夫を行ったりするなど、**活動・運営への生徒の積極的な参画**を通じて、**生徒の自主性・主体性、リーダーシップなどを育み**、集団の一員として多様な他者と協働する力の育成や個性の伸長、自己表現などにつなげることも重要。
- そうした参画により、生徒にとって所属するクラブがより魅力的なものとなるとともに、**将来的に、生徒が指導者やスタッフとして地域クラブ活動の運営に携わること**につながり、**人材の好循環が生まれることも期待**される。

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定
認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



- ※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす
- ※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

「認定地域クラブ活動指導者」登録制度

1. 趣旨等

- ・ 認定地域クラブ活動において、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、**指導者が認定地域クラブ活動で指導を行うために必要となる登録や研修等に関する基準を示すもの。**
- ・ 本制度に基づき、**市区町村等が定める研修を受講し**、市区町村等に登録された指導者を「**認定地域クラブ活動指導者**」と呼ぶ。
- ・ **登録の有効期間は、最長4年間。** ※登録制度導入に当たっての経過措置は、「地域クラブ活動に関する認定制度」と同様。

2. 登録要件

次の全ての要件を満たす者を、市区町村等において、認定地域クラブ活動指導者として登録。

- (1) 中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、
そのために必要な資質・能力を備えた者（市区町村等が定める研修を受講した者）
- (2) 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、
参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
- (3) 以下のいずれにも該当しないもの
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 暴力団・暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - ③ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者に該当しない者

3. 不適切行為への対応

(1) 禁止される不適切行為

- ① 認定地域クラブ活動指導者は、認定地域クラブ活動の実施に関連して、**暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の不適切行為を行ってはならない。**
- ② 上記のほか、暴力団員或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等となること又はこれらの者と社会的に避難されるべき関係等を有することを含め、**各種法令違反等の行為や指導者としての地位の濫用等を行ってはならない。**

(2) 不適切行為への対応

- ① 認定地域クラブ活動指導者による不適切行為の事案が生じた場合には、**運営団体・実施主体が、当該指導者及び被害等を受けた参加生徒その他の関係者から事案の事実確認等を行い、運営団体・実施主体等のルールに基づき、事案に応じた適切な対応を行うとともに、市区町村等に報告すること。**なお、報告を受けた市区町村等において、必要に応じて、改めて事案の事実確認等を行うことや市区町村等に設置された通報・相談窓口等において、事案の事実確認等を行うことも考えられる。
- ② 上記のほか、**市区町村等に設置された通報・相談窓口等において、事案の事実確認等を行うことも考えられる。**
- ③ **市区町村等においては、報告等により把握・確認した事実関係等に基づき、適切に、認定地域クラブ活動指導者に対する注意、登録取消等の措置を講ずるものとする。**

「認定地域クラブ活動指導者」登録制度

4. 市区町村等が定める研修（研修実施者）

- ① 市区町村等が自ら行う研修
- ② 当該市区町村が所在する都道府県が行う研修
- ③ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行う研修
- ④ 市区町村等が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行う研修

5. 登録手続き



地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例

ここがポイント

項目	研修メニュー例
① 総論・制度	部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等含む）
② 基本姿勢・ サービス規律	生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止 生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止 生徒同士による暴力・暴言・いじめ等の防止（適切な集団づくりなど）
③ 生徒への指導	中学校等段階の生徒の特徴や配慮事項等 生徒の発達段階に応じた科学的な指導（適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等） 生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導 女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮
④ 安全管理・ 事故対応等	生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導 事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等） 事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）
⑤ 保護者や学校 との連携	保護者との連絡調整等 生徒が在籍する中学校等との連携

- ※ 1 指導補助者や見守り者、参加生徒、その保護者等に対しても、その役割等に応じて、生徒の人格を傷つける暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等含む）の防止や、事故防止、事故等が発生した際の現場対応等の必要な研修を実施することが考えられる。
- ※ 2 教員免許を有する者や、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格保有者等については、上記の中から全部又は一部を受講しとみなすことが考えられる。その際、保有する免許・資格の種類や活動歴等を考慮して免除の範囲を決定することが考えられる。
- ※ 3 なお、指導に当たっては、地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等が作成されるまでは、「運動部活動での指導のガイドライン（H25.5）等を参考とするともに、技術的な指導に当たっては、中央競技団体等が作成している指導手引きを活用することが考えられる。

新たなガイドラインの骨子（案） I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

1 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障
- 障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備

2 取組の類型・名称

地域展開	生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること ※①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える、②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をより的確に表すため、従来の「地域移行」という名称を、「地域展開」に変更
地域連携	学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること

3 改革の方向性

基本的方針	・市町村等が改革の責任主体となり、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等にあつた望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要 ・国においては、改革の進捗状況等を定期的にフォローアップし、その結果に基づき、必要な措置を検討
改革期間	「改革実行期間」（前期：令和8年度～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11年度～13年度）
取組方針	休日：改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す（できるだけ前倒しでの実現が望ましい） ※中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開が困難な場合等には、当面、部活動指導員の配置等を推進 ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手 平日：各種課題を解決しつつ更なる改革を推進（まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める） ※前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進
留意事項	・地域ごとに部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、学校部活動をベースとした地域との連携や、学校施設を拠点とした地域クラブ活動の実施など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要 ・地理的要因や指導者不足といった事情、地方公共団体の財政事情等に関わらず、全国的に必要な改革を進められるようにすることが重要であり、デジタル技術の効果的な活用、国・都道府県・市区町村の支え合いによる公的支援や国によるきめ細かな伴走支援等が必要 ・この改革は、生徒の活動機会の確保・充実のみならず、大人も含めた人々のウェルビーイング向上、地域社会の維持・活性化、健康長寿社会の実現など、多面的な効果が期待されるものであり、幅広い関係者が、そうした認識を共有しつつ一丸となって取組を進めることが重要

ここがポイント

新たなガイドラインの骨子（案） VI 関連する制度の在り方

1 教師の兼職兼業

- 希望する学校の教師等が地域クラブ活動の指導者として活動できるよう、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和5年1月 文部科学省）等を参照しながら、兼職兼業の許可の手續の円滑化を図る必要。特に、認定地域クラブ活動については、国の定める要件に基づき、市町村等が認定した公的な活動であり、学校運営に支障がない限り、積極的に許可を行う必要
※国において関係規程等のひな型を作成予定
- 中学校の教師だけでなく、小学校の教師（体育専科教員を含む）、さらには、高等学校・特別支援学校の教師、事務職員など幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことが出来る環境を整備することが重要
- 兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施
- 兼職兼業を行う教師等については、教師等の身分としての服務監督を行う教育委員会等と、地域クラブ活動の指導者の身分としての勤務管理を行う運営団体等が連携して、適切な労務管理を実施

2 教師の人事・採用における学校部活動の指導力の評価等

- 都道府県の教育委員会等においては、部活動指導は教師の本来業務ではなく、教師以外が積極的に参画すべき業務であることを踏まえ、教師の採用や人事配置において部活動指導に係る能力や意欲、実績等を過度に評価することのないよう十分に留意すること
- また、初任者研修等に十分な時間を確保することが求められる新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師に配慮する観点から、部活動指導に関する取扱いを明確化すること

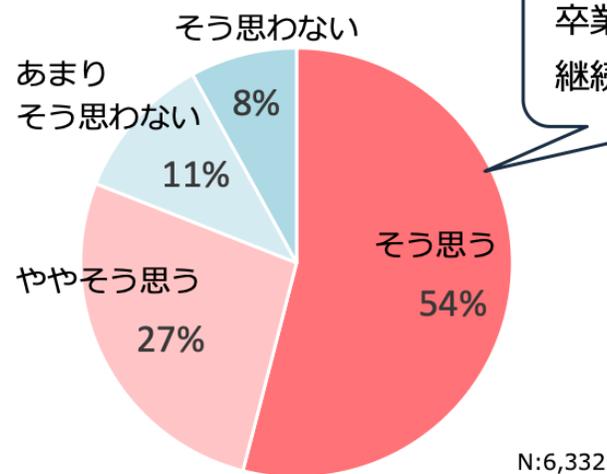
3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

- 学校部活動と地域クラブ活動で、入学者選抜における取扱いに差異が生じることのないよう十分に留意すること
- 学校部活動・地域クラブ活動の評価の有無・方法・観点等については、入学者選抜実施要領や各高等学校のHPなどにおいて分かりやすく示すこと
- 学校部活動・地域クラブ活動に参加していないことや、途中で退部したこと、他の活動に移ったことなどのみをもって不利に取り扱うことは適切でないこと
- 調査書の記載に当たっては、活動歴や大会成績だけでなく、活動からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲、能力に言及するなど、記載を工夫することが望ましいと考えられること。こうした生徒の長所等については、生徒による自己評価資料や、面接や小論文などの方法を用い、入試全体を通じて多面的に評価していくことも考えられること

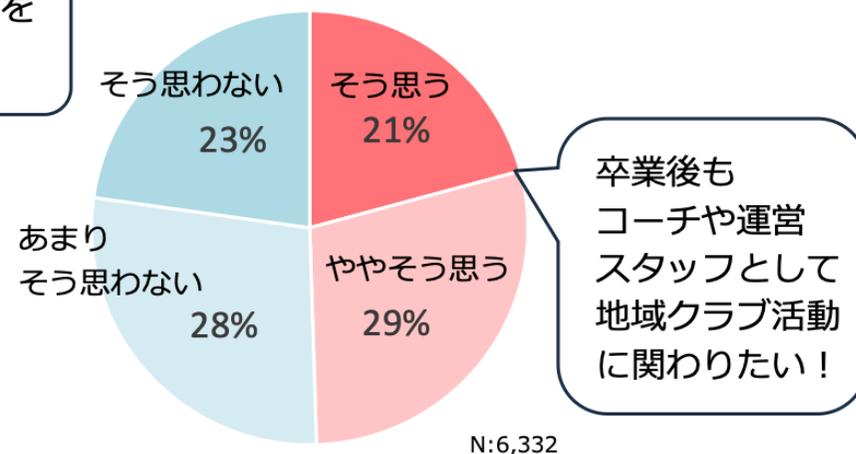
幅広い世代との豊かな交流、学校段階にとられない継続的な活動

- ✓地域クラブ活動に参加した中学生のうち**81%**は、**卒業後もスポーツを継続したい**と回答！
- ✓**50%**は、**卒業後もコーチや運営スタッフ等で地域クラブ活動に関わることを希望**！

● 卒業後のスポーツ継続意図 (現在の実施種目に限らず)



● 卒業後コーチや運営スタッフ等での 地域クラブ活動関与の希望



● 認定手続について

- ① 認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、市町村等に対し、**申請書、活動計画書、規約、誓約書、その他地方公共団体が必要と認める書類等**（以下「申請書等」という。）を提出することにより行う。
- ② 認定の申請の際に提出を求める**誓約書**において、地域クラブ活動の実施主体等が、申請書等に記載した内容に沿って活動を実施すること、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じた場合は速やかに報告すること、市町村等からの指導助言等に対して真摯に対応することを誓約する項目を設ける。
- ③ 市町村等は、提出された**申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等**を行いつつ審査を行い、「認定要件」を満たすものと認める場合には**認定を行う**。認定に当たっては、必要に応じて、ガイドラインに基づき設置した協議会等の意見を聴くことも考えられる。
- ④ なお、活動の開始に先立って認定を行う必要が生じることも想定されることから、申請書等に基づき、条件付きでの認定（以下「仮認定」という。以下同じ。）を行い、活動開始期、一定課間内に活動状況の報告書の提出やヒアリング、現地確認等により、申請書等に記載された内容が適切に履行されていることを確認するなどの対応も可能とする。

● 認定の有効期間

- ① **認定の有効課間は、最長3年間**（認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（認定の有効課間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効課間の満了の日の翌日の属する年度の翌々年度末）の範囲内で、地域の実情に応じて市町村等において設定する。

地域クラブ認定プロセス（イメージ）



地域クラブ認定の要件 | 「認定要件」の具体的な確認事項

①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

- | | |
|-----|--|
| ①-1 | 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、 競技性や成果のみに偏重するのではなく 、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を学べることを目指した活動であること |
| ①-2 | 市町村等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、 競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない。 |
| ①-3 | 選抜等を行わず 、参加を希望する生徒を広く受け入れること |

②スポーツ庁・文化庁が定めるガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること

- | | |
|-----|--|
| ②-1 | 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、 週当たり2日以上 の休養日を設け、1日の活動時間は、長くとも 平日は2時間程度、休日は3時間程度 とし、 週当たりの活動時間は11時間程度 の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること |
| ②-2 | 年間の活動計画義活動日、休養日及び参加予定大会の日及等) や毎月の活動計画義活動日時・場所、休養日及び大会参加日等) を策定し、公表していること |

③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

- | | |
|-----|---|
| ③-1 | 国が示す参加費等の金額の目安 (※) を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること |
|-----|---|

(※) 現時点では具体的な金額の目安は示しておらず、今期、ガイドライン改訂までに示す予定。

地域クラブ認定の要件 | 「認定要件」の具体的な確認事項

④適切な指導の実施体制が確保されていること

④-1	地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
④-2	市町村等が定める研修 を受講し、市町村等に登録された指導人材が活動に携わること
④-3	継続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が活動に携わること

⑤適切な安全確保の体制が確保されていること

⑤-1	生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数義WBGT)等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休憩時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
⑤-2	市町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や 責任関係等を明確化 していること
⑤-3	保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
⑤-4	参加者及び指導人材が、自身の怪我等を保障する保険や 個人賠償責任保険 に加入していること

地域クラブ認定の要件 | 「認定要件」の具体的な確認事項

⑥適切な運営体制が確保されていること

地域クラブ活動の実施主体等（※1）において、少なくとも、次の内容を含む**規約等を作成・公表**していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること（※2）

- ⑥-1
- ・ 団体の目的
 - ・ 役員義代表、副代表、会計、監事（※3）の選任・解任に関すること
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること

⑥-2 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること

⑥-3 営利を主たる目的とせずに運営すること（※4）

⑥-4 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

（※1） 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

（※2） 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断することも考えられる。

（※3） 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

（※4） 地域クラブ活動の実施主体等が、非営利団体義特定非営利活動法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人など組織構成員に利益を分配しない団体）ではなく、個人事業主や株式会社等の場合には、例えば、当該地域クラブ活動に係る収支計画書の提出を求め、参加費等の金額、人件費、諸謝金の単価等を確認し、営利を主たる目的としたものではないことを確認することが考えられる。なお、市町村等が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

設定に当たっての基本的な考え方

- ① 学校部活動に代わる公的な生徒のスポーツ・文化芸術活動における負担額として、適正な水準とすること。
- ② 家庭の経済状況に関わらず、希望する生徒が幅広く参加できるよう留意すること。
- ③ 公的負担とのバランス、持続可能な運営に留意すること。
- ④ 地方公共団体及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体の裁量を過度に縛らないこと。
- ⑤ 地域クラブ活動における参加費の実態や保護者の意向、現状の部活動等における負担額などのデータを十分に踏まえること。

受益者負担の目安の示し方

- 地域クラブ活動への参加の対価として支払う「参加費」（用具代等の実費は含まない）の目安を示す。なお、参加者の保険料は、別途、自己負担していただくことを想定
- 競技種目等ごとに目安を示すのではなく、各競技種目等に共通の一般的な目安を示す。
- 現状の多様な参加費の実態等を踏まえるとともに、地方公共団体等の裁量を過度に縛らないようにするなどの観点から、一定の幅を持って参加費の目安を示す。



上記を踏まえた、具体的な水準に関する考え方は、次頁参照

費用負担 | 地域クラブ活動への参加費等について（関連データ）

○ 地域クラブ活動への参加費用の実態（休日・月額）【令和6年度】

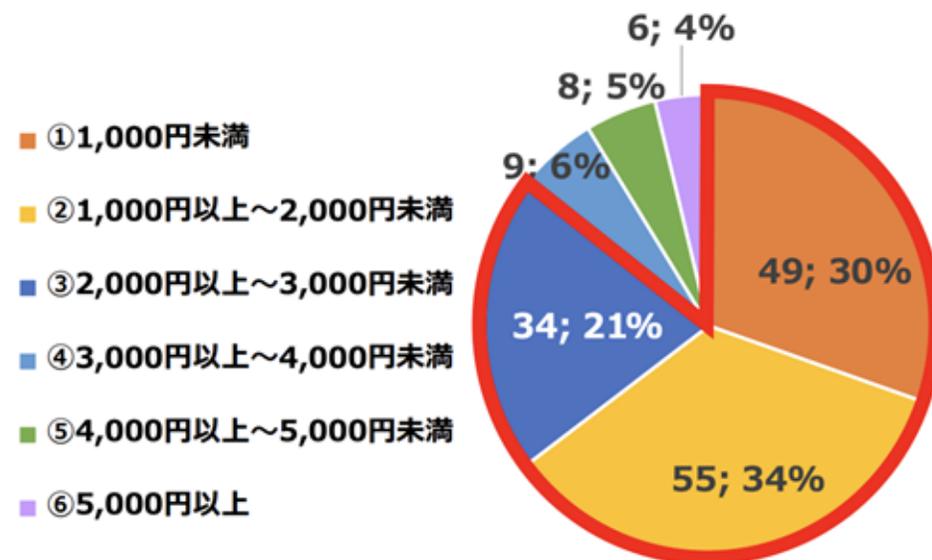
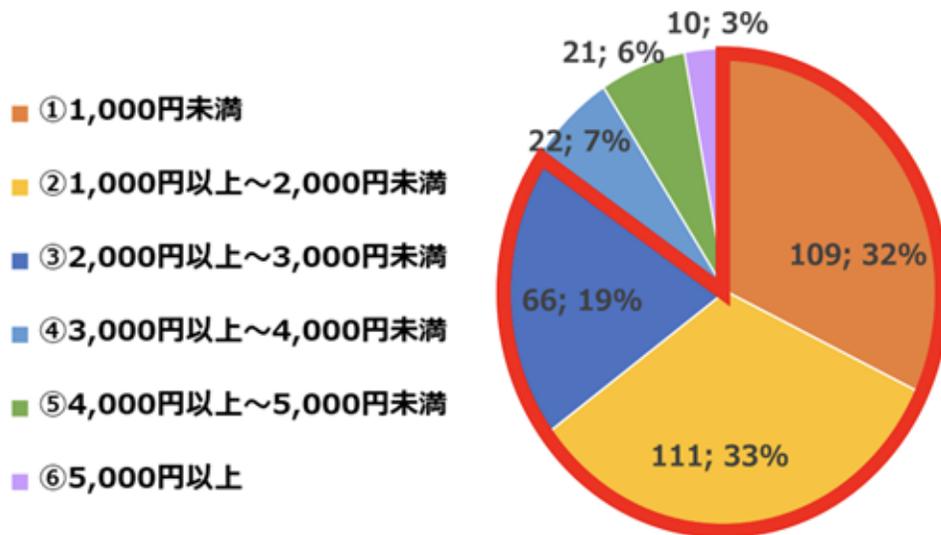
調査名：学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査（令和6年）

調査時期：令和6年5月13日～6月7日

調査対象：47都道府県、1741市町村（特別区含む）、63事務組合

<運動部> 回答数：399 ⇒ **月額3,000円未満が84%**

<文化部> 回答数：161 ⇒ **月額3,000円未満が85%**



都道府県

広域自治体のリーダー

- ① 推進体制の整備及び全体方針の策定・周知等
- ② 市区町村へのきめ細やかなサポート
- ③ 地域展開等に向けた広域的な基盤づくり

市区町村

改革の責任主体

- ① 推進体制の整備及び方針及び方針の策定・周知等
- ② 地域クラブ活動の認定等
- ③ 地域クラブ活動の円滑な実施に向けた対応

市区町村

改革の責任主体

① 推進体制の整備及び方針の策定・周知

推進体制の整備

- 関係部署の連携強化
- コーディネーターの配置
- 関係者協議会の開催等

推進計画の策定
改革の進捗状況の評価検証

- 市区町村の実態にあわせた方針及び推進計画の策定（ロードマップ作成）
- 計画に対する進捗管理と評価及び検証の実施

生徒のニーズ把握や
保護者・生徒等への周知・広報

- 市区町村の実態調査
- 生徒等のニーズ調査
- 改革方針・推進計画、状況等の周知・広報の実施

市区町村

改革の責任主体

② 地域クラブ活動の認定等

地域クラブ活動の認定
(指導者登録等を含む)

- 地域クラブ活動の**認定制度の整備**と運用
- 地域クラブ活動における各種要項の策定
- 指導者登録制度の整備と運用

地域クラブ活動の活動状況の把握、支援・指導助言等

- 運営団体・実施主体等の運営状況の把握
- 活動課題に対する支援・助言

生徒・保護者等からの相談窓口の設置

- 生徒・保護者からの相談窓口の設置（運営団体・実施主体・指導者等に対する意見等）

市区町村

改革の責任主体

③ 地域クラブ活動の円滑な実施に向けた対応

指導者/活動場所
移動手段の確保等

- 都道府県の人材バンク等の活用
- 市区町村内各協会・連盟、大学等々の連携
- 公共施設利用のルール整備
- 交通インフラのルール整備と自転車利用等におけるルール整備

学校との連携

- 活動方針・活動状況の共有
- **学校施設の有効活用**(活用制度の整備(管理含む)、システム導入、鍵等の整備、備品・用具の利用整備等)
- 教職員の兼職兼業制度の整備

多様な財源の確保

- **寄附、ふるさと納税などの活用**
- **関係部署との連携による企業協賛等の確保**
- **基金化の整備検討**

運営団体／部門

各地域クラブ活動を統括する団体

実施主体／部門

個別の地域クラブ活動を**実際に行う**団体

※一つの団体が「運営団体」と「実施主体」の両者を兼ね備える場合には、団体内の部署・機能として「運営団体」は管理部門、「実施主体」は実施部門と捉えられる。

運営団体・実施主体の体制等によって、**役割分担の在り方は多様**であり
柔軟に連携・協力を行うことが重要。

(例)

パターン①・・・運営団体と実施主体を**一つの団体が兼ねている**場合

パターン②・・・**運営団体が運営・管理業務、実施主体が実施業務を担う**場合

パターン③・・・運営団体が**活動実施に向けた準備まで担う**場合

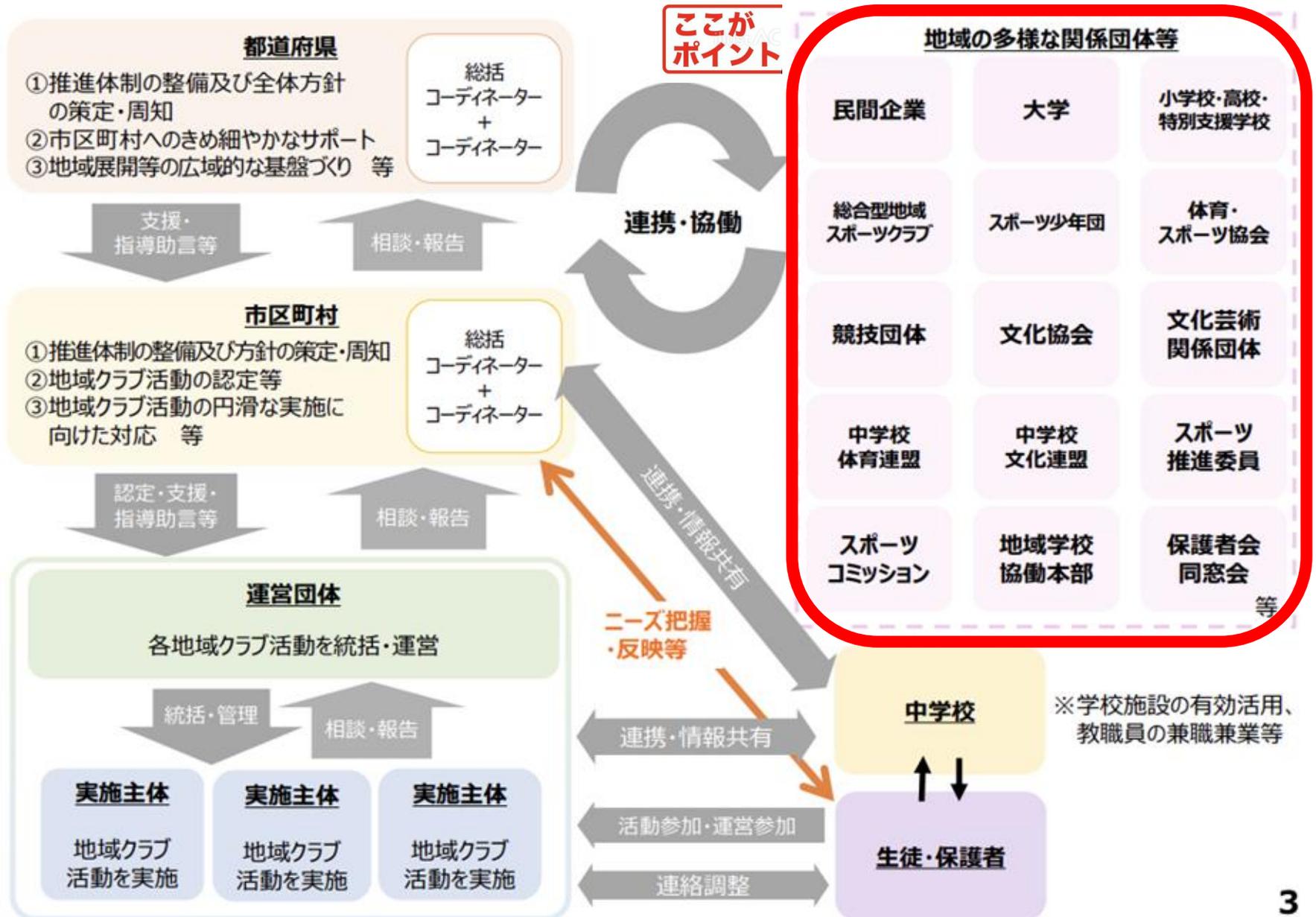
パターン④・・・実施主体が**運営・管理業務の一部まで担う**場合

※運営団体は各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核部分を担うことは共通だが、これらのパターン以外にも多様な分担の在り方が想定される。

運営団体と実施主体等の役割 | 運営団体と実施主体の棲み分け

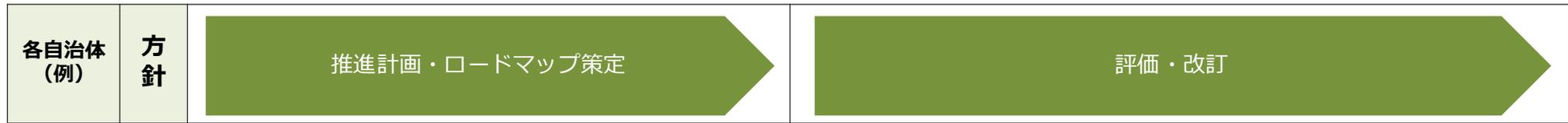
		パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
運営・管理	<ul style="list-style-type: none"> 運営方針、運営計画の策定 実施主体の活動状況の確認、指導助言、相談対応 運営人材の確保・育成、運営業務の効率化 責任主体の明確化、危機管理マニュアル作成 保険加入状況や補償内容の確認 リスク管理等の研修実施 収支計画の作成、会計・税務処理、労務管理 競技団体等への登録、大会・コンクールへの参加申込 	運営 団体 = 実施 主体	運営 団体	運営 団体	運営 団体
活動実施に向けた準備	<ul style="list-style-type: none"> 活動計画の作成、活動スケジュールの調整（日時・大会・コンクールへの参加申込） 指導者、活動場所、移動手段、消耗品や備品等の確保 学校との連携・情報共有 入会手続、会費徴収 		実施 主体		実施 主体
活動実施	<ul style="list-style-type: none"> 参加者・保護者との連携（活動内容や出欠確認等） 安全確保の取組 二ーズを踏まえた活動の実施 体験会の開催 				実施 主体

運営団体と実施主体等の役割 | 都道府県・市区町村・運営団体・実施主体の連携体制図



国の政策と方針及び改革スケジュール

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	令和14年度-
国	改革推進期間 休日の運動部活動から段階的に地域移行	改革実行期間（前期） ・未着手の地方公共団体は、前期の間に休日の地域展開等に着手 ・平日の改革は、中間評価の段階で取組方針を定め改革を推進。		改革実行期間（後期）			未定 更なる推進	

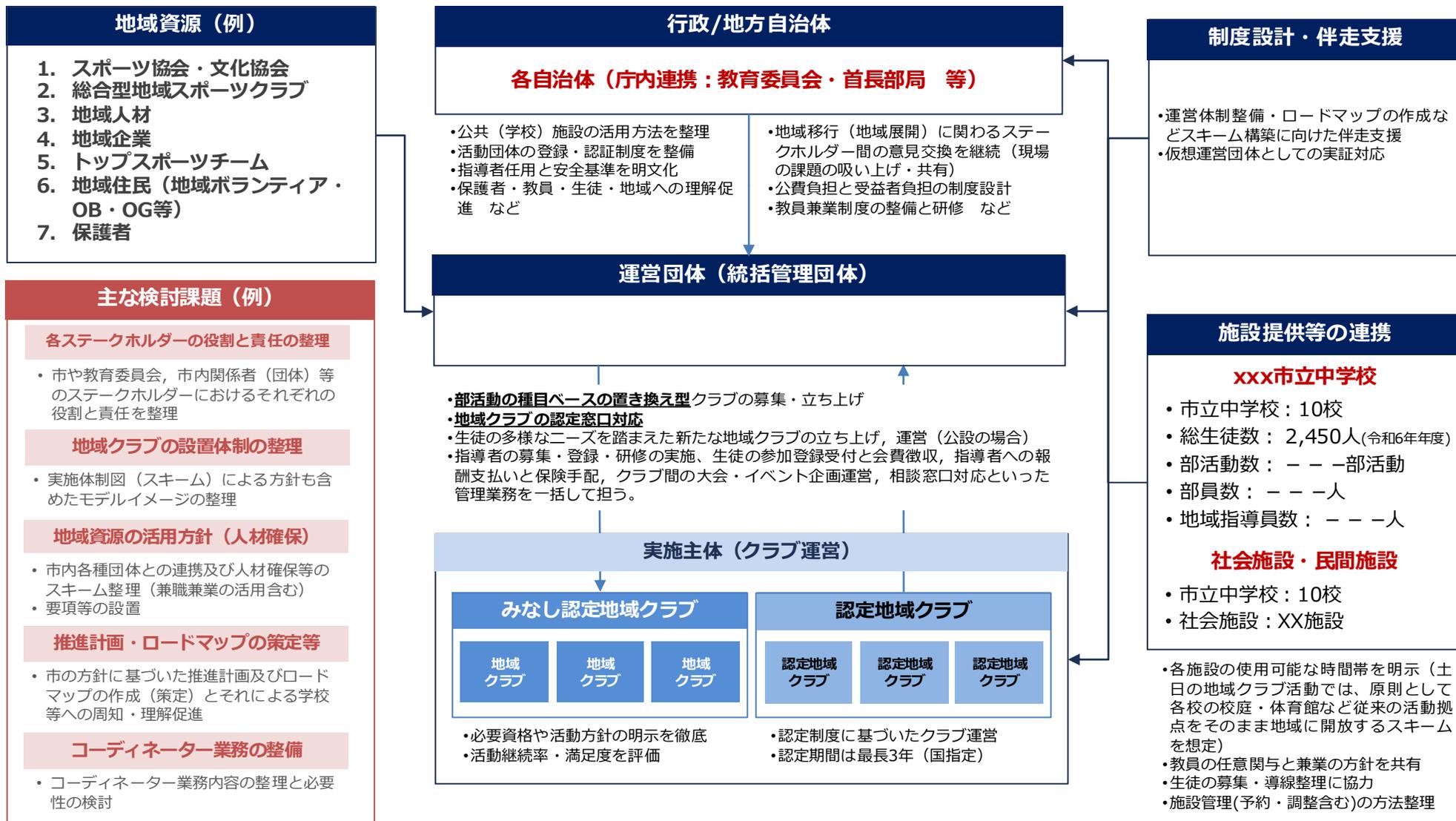


中学2年	中学2年	中学3年						
中学1年	中学1年	中学2年	中学3年					
小学6年	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年				
小学5年	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年			
小学4年	小学4年	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年		
小学3年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	
小学2年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年
小学1年	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年

目先の学校内の改革ではなく、
 近い将来中学生になる子どもたちや保護者、地域を巻き込んだ
『中長期的な視点』が肝要

地域クラブ活動の展開像（例）

モデルのスキームの整理



地域展開に向けたステップ（参考）

ステップ1 | 調査及び準備

実態調査

- ・教職員
- ・生徒
- ・保護者
- ・指導団体等

地域環境調査

- ・人口推移
- ※校区毎の人口推移含む
- ※小規模地域は近隣連携も必要

教育委員会内の 方針検討と共通 理解

検討会議設置 (協議会設置) 地域クラブ理念の共有

ステップ2 | 実証

実証校選定

- ・学校
- ・部活動
- ・新規種目
- ・新規クラブ

受け皿団体

- ・体制整備
- 指導者選定**
- ・要件設定
- ・確保、研修

地域クラブ各種調整

- ・活動場所
- ・鍵の管理、施設調整
- ・運営管理ツール
- ・会費徴収 など

保護者説明会

- ・参加申込
- ・保険加入

- ・評価
- ・課題整理

ステップ3 | その他課題整理

施設管理

- ・施設有効利用
- ・鍵の管理
- ・施設予約
- ・セキュリティ向上

財源確保

- ・企業版ふるさと納税
- ・企業協賛
- ・受益者負担

- ・推進計画の策定
- ・ロードマップの作成
- ・地域住民への理解促進
- ・**クラブ認証・認定制度**
- ・**専門部署の設立**

- ・移動手段の検討
- ・統括団体の設置や運営団体の確保
- ・地域コーディネーター採用、育成

民間企業・大学・関係団体等との連携①（基本的な考え方）

- 部活動の地域展開等にあたっては、市町村等が責任主体となり、**地域の様々な人的・物的資源を活用しながら、持続的・安定的な仕組みづくり、豊かで幅広い活動の実現**を目指すことが重要。
- その際、特に、**指導者の確保・育成、活動場所等の確保、資金の確保等**が大きな課題となる
ところ、行政側のみで全ての課題解決を図ることは困難であり、そうした**各種の資源等を有する民間企業、大学、スポーツ・文化芸術関係団体**（※）の協力を得ることが不可欠。
- 民間企業、大学、スポーツ・文化芸術団体と連携・協働することで、**行政側にはない新たな視点やノウハウなどが導入され、より充実した活動となる**ことも期待される。
- **持続的な形で連携・協働を推進**するためには、**協定の締結等により連携の枠組みを明確化**することや、**民間企業や大学等にとってもメリット**が感じられるようにすることも考えられる。

【メリットの例】

<民間企業>

- ・CSRの一環としての地域貢献
- ・地域における企業の信頼性向上
- ・自社ブランドやサービスの認知拡大
- ・人材採用・定着に関する好影響
- ・社内人材への活躍・育成機会の提供
- 等

<大学>

- ・地域における大学の認知拡大
- ・スポーツ指導等の実践を通じた知見集積・研究等へのフィードバック
- ・スポーツ指導者や教師等を目指す大学生への実践機会の提供による人材育成
- 等

<関係団体>

- ・スポーツ・文化芸術活動の実施者の裾野拡大
- ・多世代での交流等を通じたスポーツ・文化芸術全体の振興
- 等

※ 地域クラブ活動の実施にあたっては、体育館、公民館、コミュニティセンター、音楽ホール、美術館・博物館などの社会教育施設との連携も重要

民間企業・大学・関係団体等との連携②（期待される主な役割）

	期待される主な役割
民間企業	<ul style="list-style-type: none"> ・財政的支援（寄附、企業版ふるさと納税、スポンサー、収益還元型の自動販売機等） ・企業等に所属する指導者の派遣（社内制度の整備による副業促進等を含む） ・企業等の所有する施設の貸出し、用具・物品の提供 ・運営・管理等に関するノウハウやトレーニングプログラムなどの提供 等
大学	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の育成に係る研修会の実施 ・大学生指導者の派遣（事前指導、派遣先との調整等を含む） ・大学生の参加促進に向けた地域クラブ活動における指導の単位認定等 ・大学施設の貸出し ・大学施設を拠点とした集合型の地域クラブ活動の実施 等
スポーツ・文化芸術関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の育成に係る研修会の実施 ・専門的指導者の派遣 ・各競技種目等に関する指導の手引きの作成・普及 ・活動プログラムや自主練習用動画教材等の提供 ・団体の所有する施設の貸し出し、用具・物品等の提供 ・大会運営等への参画や新たな大会の開催 ・体験会・イベントの開催 等

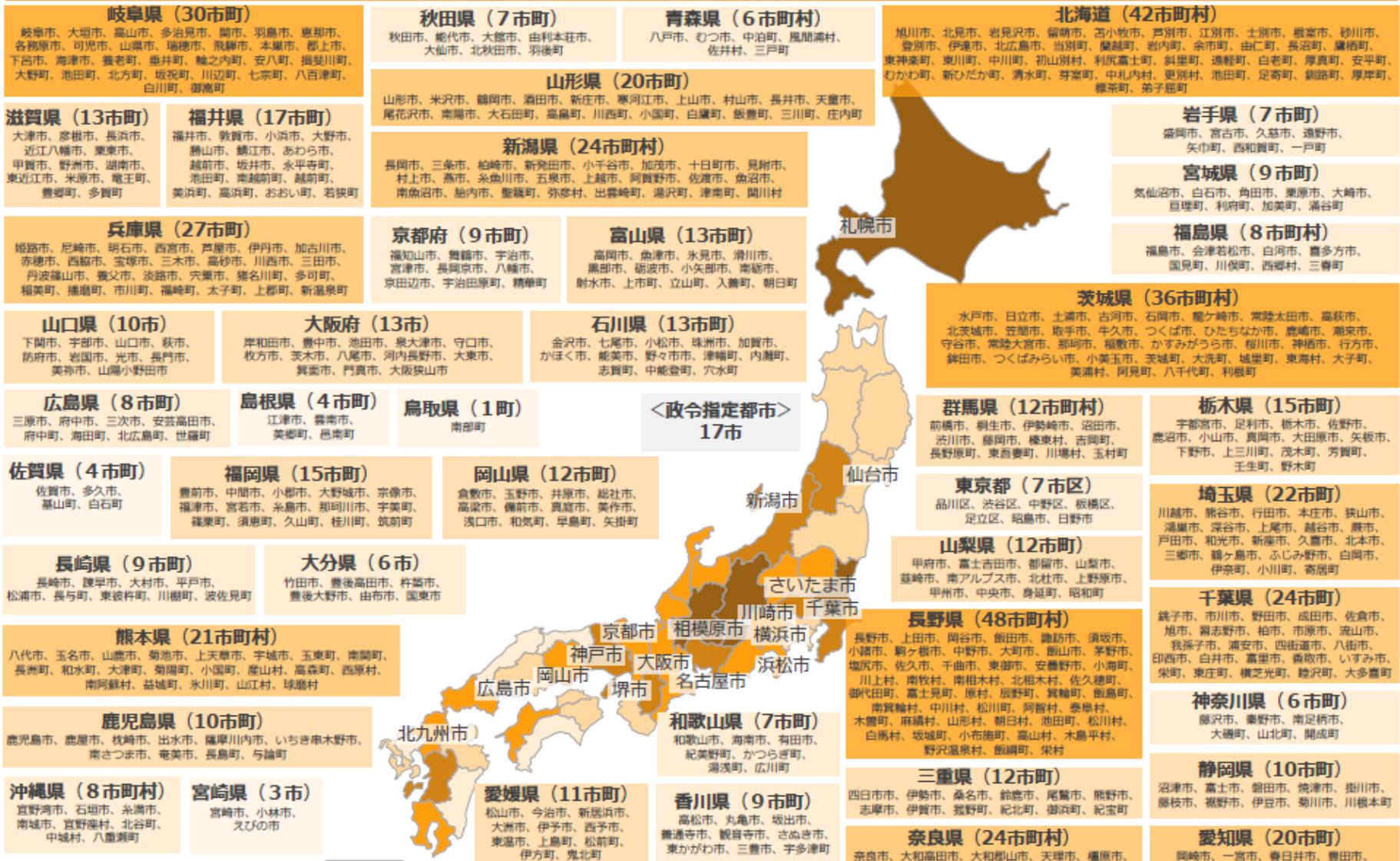
民間企業・大学・関係団体等との連携③（協力促進のための主な取組）

- 地域展開等の検討段階からの民間企業・大学・関係団体の参画促進（協議会への参画等）
- 地方公共団体・地域クラブと民間企業・大学等を繋ぐ専門人材の配置
- 都道府県レベルでの連携体制の構築
 - （例）富山県：「部活動・地域クラブ活動応援企業」の登録制度（P10参照）
 - 福岡県：「アスリート人材活用コンソーシアム」の設立（P11参照）
- 国レベルでの気運醸成
 - （例）「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に向けた産官学連携フォーラム」の開催（P12～13参照）
 - 企業や大学関係者等（全国規模の団体等）に向けた説明・周知、先進事例の収集・普及
- 企業等による連携体制の構築
 - （例）「ブカツ・サポート・コンソーシアム」（P14参照）
 - 日本郵政株式会社と日本スポーツ協会とのパートナー契約締結（P15参照）
- 企業等へのインセンティブ付与
 - （例）練習着や備品・冊子等への企業名掲載、ネーミングライツ、表彰制度、公共事業等の審査における加点、協力企業等のスポーツチームに対する公共施設の優先利用

令和7年度実証事業について

部活動地域展開に関する取り組み

令和7年度 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業実施予定先【R7年7月時点※】



総実施自治体数：670市区町村
 ※他市町村と共同で地域クラブ活動を実施する市区町村を含む。
 ※各都道府県において実施予定先を最終的に決定するため、今後、増減の可能性あり。

沖縄県における部活動地域展開に関する取り組み

令和7年度～

	人口	中学校数
北谷町	29,172人	2校
中城村	22,823人	1校
八重瀬町	33,669人	2校

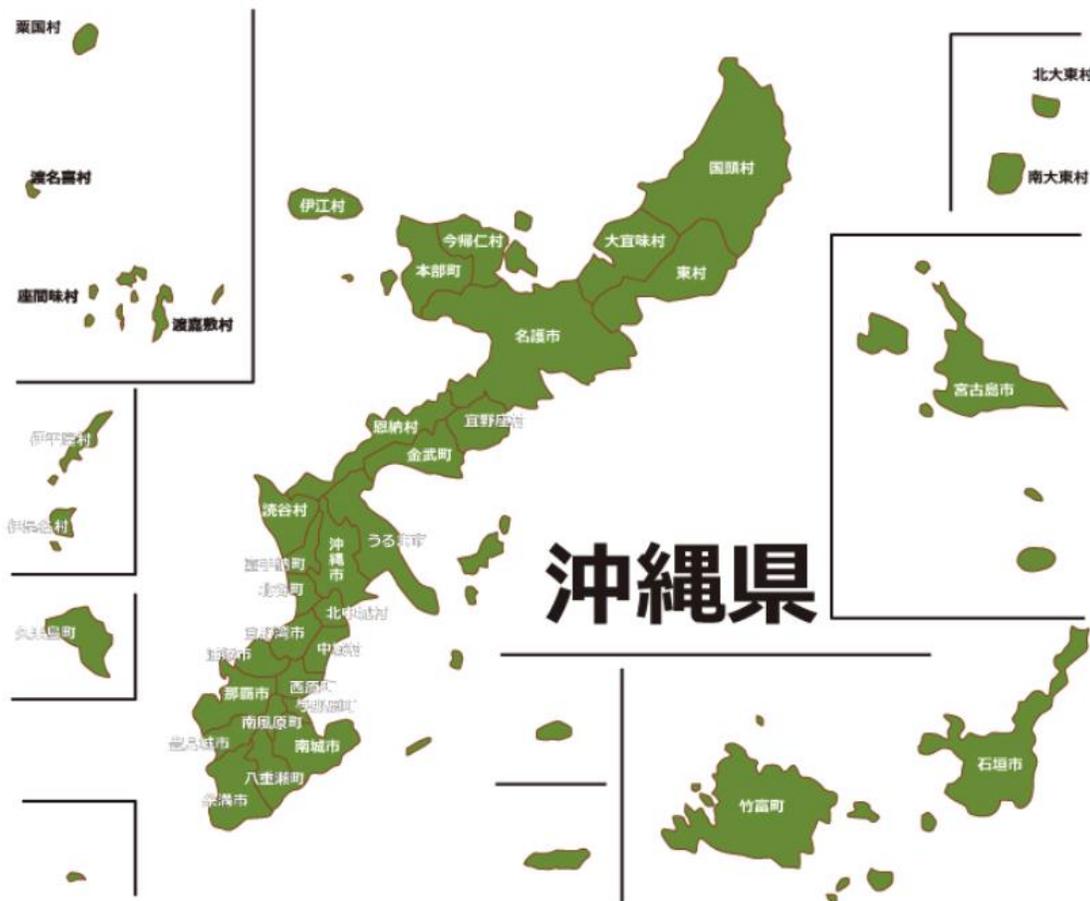
令和6年度～

	人口	中学校数
宜野湾市	100,032人	4校
糸満市	60,982人	7校

令和5年度～

	人口	中学校数
宜野座村	6,418人	1校
南城市	46,996人	5校
石垣市	49,495人	9校

※R5,6年石垣島ACで実施



沖縄県における部活動地域展開に関する取り組み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学校数	149校	149校	150校	152校	152校
生徒数	49,716名	49,896名	50,405名	50,384名	50,361名
部活動数	1,453部	1,374部	1,464部	1,475部	1,417部
加入率	56.0%	53.3%	50.6%	50.1%	48.7%
外部コーチ数	979名	978名	941名	982名	967名
部活動指導員数	52名	71名	122名	142名	160名予定
合同チーム数	20チーム	25チーム	28チーム	39チーム	44チーム
県総体参加 地域スポーツ団体 (県中体連認定R5～)	—	—	27団体(夏季総体) 13団体(地区新人)	52団体(夏季総体) 26団体(地区新人)	104団体 1,148名 (夏季総体)
総合型地域 スポーツクラブ登録数	—	—	4クラブ ※令和4年度 登録認証制度スタート	5クラブ	6クラブ

※参考文献

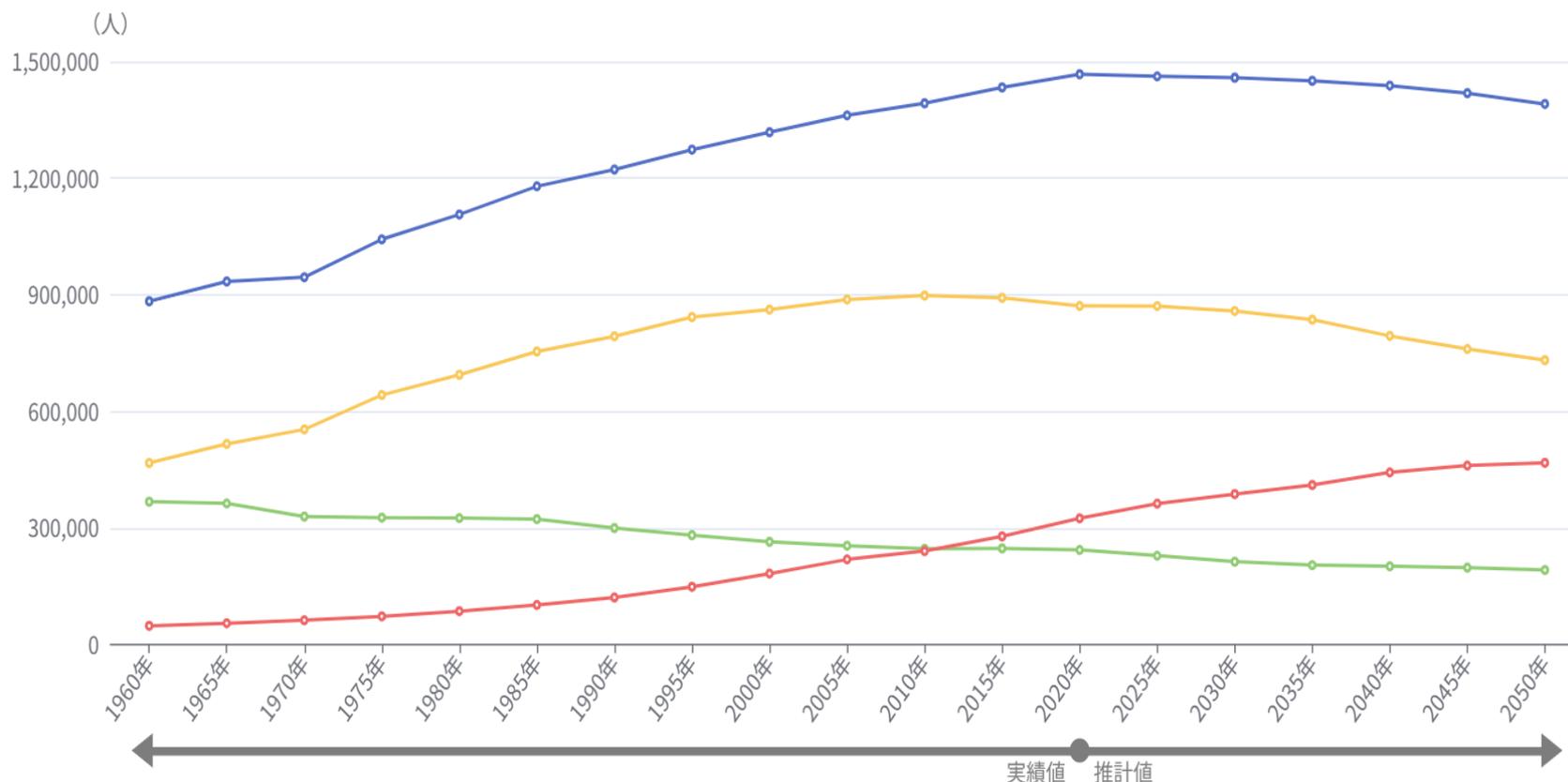
- ・生徒数、学校数：学校基本統計(沖縄県企画部統計課)
- ・部活動、外部コーチ数：沖縄県中体連「令和7年度 会報」

沖縄県における部活動地域展開に関する取り組み

人口推移グラフ

沖縄県

○ 総人口 ○ 年少人口 ○ 生産年齢人口 ○ 老年人口



【出典】

総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

2020年から2045年にかけて（0歳～14歳）は10.3%減少する

部活動地域展開に関する取り組み



令和7年度 重点地域における政策課題への対応

事業内容

- 地域スポーツ環境の整備に先導的に取り組む地域を**重点地域**として**指定**。当該都道府県が主体となって関係者や専門家等で構成する**推進会議を設置**し、域内の市区町村等と協力して**課題の解決に向けた取組を試行**することで、**他の地域でも参考となるような課題の解決策**を見いだす。
- 取組の成果等についてシンポジウムや報告書等を通じて情報発信し、**全国的な取組を推進**。
- 令和7年度は新たに、**マネジメント人材の育成の仕組みづくりや運営を効率化するためのシステム整備**の2つを政策課題として設定。

◆ 12の政策課題 … 解決に向けて取り組むものを少なくとも3つ選択し取組を実施。

① 多様なスポーツ体験の機会の提供(マルチスポーツ環境の整備)	② 高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組	③ スクールバスの活用や地域公共交通との連携	④ 不登校や障害のある子供たちの地域の学び場としての役割
⑤ トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり	⑥ 体育・スポーツ系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート人材等の活用	⑦ 学校体育・教育施設の拠点化や社会体育・教育施設との一体化などによる地域スポーツの活動拠点づくり	⑧ 企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用
⑨ 動画コンテンツ等の活用	⑩ 多様なニーズに対応した大会の開催	⑪ 持続的・安定的な運営を担うマネジメント人材の育成 新規	⑫ 運営の効率化のためのシステム整備 新規

選定状況

- 実施を希望する都道府県を公募し、有識者による選定会議における審査を経て、継続申請6県（茨城県、新潟県、兵庫県、福岡県、熊本県、沖縄県）に加え、新規申請4県（群馬県、長野県、長崎県、宮崎県）の**計10県（申請のあった全ての県）**を選定。

茨城県 土浦市、取手市、つくば市、守谷市、神栖市 継続 «主な取組内容(予定)» ・大学と連携した新しい地域スポーツ環境の構築…⑥ ・ふるさと納税型クラウドファンディング、企業版ふるさと納税による財源確保…⑧ ・自主活動への活用に向けた動画制作・配信…⑨ 等	群馬県 県内市区町村と連携して実施 新規 «主な取組内容(予定)» ・大学との協働によるスポーツトレーナーの地域クラブ活動への派遣…⑤ ・大学人材、アスリート人材の活用 ・県スポーツ協会等と連携したマネジメント人材育成のための研修会等の実施…⑩ 等	新潟県 新潟県、長岡市*、村上市 *県からスポーツ協会に直接委託して実施予定。 継続 «主な取組内容(予定)» ・多様なニーズに応じた活動機会の提供…① ・移動手段確保のための地域車両の活用…③ ・特別支援学校への出前指導…④ ・ICTを活用した遠隔指導の実施…⑨ ・クラブ運営へのデジタルツール導入…⑫ 等	長野県 松本市、塩尻市、下諏訪町、高森町、麻績村 新規 «主な取組内容(予定)» ・アスレティックトレーナーが学校部活動および地域クラブを巡回(派遣)…⑤ ・大学における「地域クラブ活動指導」科目の開設…⑥ ・信州地域クラブポータルサイトの設置…⑫等	兵庫県 神戸市、姫路市、西宮市、芦屋市、伊丹市、三田市、猪名川町、稲美町、播磨町 継続 «主な取組内容(予定)» ・スクールバスやコミュニティバスの活用…③ ・効果的な学校施設利用の検証…⑦ ・地域クラブ活動の創設に関する相談窓口の設置…⑪ 等
福岡県 大野城市、宗像市 継続 «主な取組内容(予定)» ・全世代型スポーツ体験教室等の実施…① ・事故防止・危機管理マニュアルの作成…⑤ ・大学・企業・総合型地域スポーツクラブ・トップスポーツチームを含めたコンソーシアムによる指導者の養成・派遣…⑥ 等	長崎県 佐世保市、諫早市、平戸市、南島原市、東彼杵町、川棚町 新規 «主な取組内容(予定)» ・年齢や障害の有無にかかわらず一緒に楽しめるプログラムの設置…④ ・子供から高齢者まで多世代が交流ができ、誰でも楽しめるスポーツフェスタの開催…⑩ ・マネジメント人材育成セミナー開催…⑪ 等	熊本県 南関町、大津町 継続 «主な取組内容(予定)» ・部活動にない種目の体験会、中学生が活動内容を考えるワークショップの開催…① ・技術習得のための練習メニューやゲームの仕方を学ぶことができる動画の作成…⑨ 等	宮崎県 宮崎市、えびの市 新規 «主な取組内容(予定)» ・少年団との連携、高等学校との連携…② ・エリアごとのバス運行やライドシェアなどによる移動手段の確保…③ ・関係者との連絡調整や参加費の徴収等のためのアプリの活用…⑫ 等	沖縄県 宜野湾市、石垣市、南城市、宜野座村、八重瀬町 継続 «主な取組内容(予定)» ・大学との連携強化、キャンプ・合宿を行うチームと連携したクリニック・研修の実施…⑥ ・学校体育施設のICT化(スマートロックウラドカメラの設置等)…⑦ ・クラブ運営手引き・研修計画の作成…⑪ 等

宜野湾市【基本情報】

人 口	約10万人
中 学 校 数	4校
生 徒 数	3,028人
運動部活動数	65部活動

令和7年4月現在



重点課題に対する取り組み

⑥



課題⑥

体育・スポーツ系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート人材等の活用

⑦



課題⑦

学校体育・教育施設の拠点化や社会体育教育施設との一体化などによる地域スポーツの活動拠点づくり

⑫



課題⑫

運営の効率化のためのシステム整備

沖縄県における部活動地域展開に関する取り組み

● 課題⑥体育・スポーツ系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート人材等の活用

	重点課題への対応の取組	概要
計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ 体育・スポーツ系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート人材等の活用 	【対象】1種目 テニス (予定) 【種目】関係各所と協議・調整の上、決定予定 【場所】大学施設 (沖縄国際大学を予定) 【期間】令和7年9月～令和8年1月 (予定) 【回数】全6回 (予定) ※1回3時間程度

● 打ち合わせ履歴

日程	内容・結果
8月19日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業趣旨および概要説明 ・ 理事長 (学長) への協力要請 ・ 学生課との連携確認
9月10日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 硬式テニス部 主将を含めた打合せ (事業説明等) ・ 実施方法の調整 → 学生中心での対応 ・ 契約内容の提示とスケジュール調整依頼
10月8日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応可能な学生の選定報告 (7名) ・ 実施スケジュール確認
11月11日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業説明 ・ 研修内容、報酬、Band操作について
12月2日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当日のプログラムについて
1月6日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月14日初回実施時の振り返り ・ 1月の実施日程について

● 事業概要

- ・ **事業主体者** : 宜野湾市教育委員会
- ・ **運営事業者** : スポーツデータバンク沖縄株式会社
- ・ **対象種目** : 硬式テニス
- ・ **対象者** : 宜野湾市立中学校
- ・ **指導者** : 沖縄国際大学 硬式テニス部 (7名)
- ・ **実施場所** : 沖縄国際大学 テニスコート
- ・ **期間** : 令和7年12月～令和8年1月中旬
- ・ **実施回数** : 6回程度
- ・ **募集方法** : チラシ等による周知・事前申込
- ・ **回数** : 1回3時間以内
- ・ **参加者費用負担** : 負担なし

沖縄県における部活動地域展開に関する取り組み

● 課題⑥ 体育・スポーツ系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート人材等の活用

回数	日付	参加人数	実施場所
1	12/14 (日)	14名	沖縄国際大学
2	1/11 (日)	10名	沖縄国際大学
3	1/13 (火)	8名	真志喜中学校
4	1/20 (火)	8名 7名	宜野湾中学校 嘉数中学校
5	1/25 (日)	14名	沖縄国際大学
6	1/27 (火)	14名 5名	嘉数中学校 普天間中学校



沖縄県における部活動地域展開に関する取り組み

● 持続的な大学連携の可能性

成果 (好事例)

- ✓ 休日の沖縄国際大学での実施に加えて、平日の宜野湾市内の中学校への派遣が実施できた
- ✓ 複数回実施することで、学生（指導者）たちの指導力向上やノウハウの蓄積ができた
- ✓ 技術指導に不安がある顧問教員が多い中、現役の大学生が指導することにより教員の負担軽減と中学生が高いレベルの指導を受けることの両立ができた
- ✓ 指導者として参加した学生と活動に参加した生徒からは、肯定的な声が多数寄せられた

課題

- ✓ 指導者契約は学生個人と締結しており、責任所在の明確化が必要
- ✓ 大学内の担当窓口や体制の明確化が必要（現在は学生課にて対応）
- ✓ テニス部以外の部活動に拡大する場合、大学全体との連携が必要となる可能性がある



県内において部活動地域展開における大学連携の先行事例となることを目指す

沖縄県における部活動地域展開に関する取り組み

● 課題⑦学校体育・教育施設の拠点化や社会体育・教育施設との一体化などによる地域スポーツの活動拠点づくり

	重点課題への対応の取組	概要
計画	<ul style="list-style-type: none"> 学校体育・教育施設の拠点化や社会体育・教育施設との一体化などによる地域スポーツの活動拠点づくり 	<ol style="list-style-type: none"> ICTツール（スマートキーボックス・クラウドカメラ）の設置及びこれらを活用した地域クラブの実証による成果と課題の抽出 学校体育施設利用に関する現行制度（条例・規則）の見直し・検討

● 設置状況・概要（スマートキーボックス）

機器	スマートキーボックス
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 宜野湾中学校 対象：武道場 正面入口 鍵 真志喜中学校 対象：体育館 正面入口 鍵
設置内容	<ul style="list-style-type: none"> キーボックス LTEルーター（インターネット接続） ゲートウェイ（LTE中継機器）
設置条件	<ol style="list-style-type: none"> LTE回線での接続が可能であること 電源が確保できること（ゲートウェイ・LTEルーター用） キーボックスが設置できる環境であること

設置方法および手順

会場
入口

- LTEルーター・ゲートウェイの設置
- 管理システム（hacomon）設定・接続テスト
※緊急用パスコード等の設定
- キーボックス設置（①の5m以内）
- 指導者へ操作マニュアル・動画展開

①

②

③

④

沖縄県における部活動地域展開に関する取り組み

● 課題⑦ 学校体育・教育施設の拠点化や社会体育・教育施設との一体化などによる地域スポーツの活動拠点づくり

	重点課題への対応の取組	概要
計画	<ul style="list-style-type: none"> 学校体育・教育施設の拠点化や社会体育・教育施設との一体化などによる地域スポーツの活動拠点づくり 	<ol style="list-style-type: none"> ICTツール（スマートキーボックス・クラウドカメラ）の設置及びこれらを活用した地域クラブの実証による成果と課題の抽出 学校体育施設利用に関する現行制度（条例・規則）の見直し・検討

● 設置状況・概要（クラウドカメラ）

機器	クラウドカメラ
設置場所	● 宜野湾中学校 対象：武道場（4ヶ所）
設置内容	<ul style="list-style-type: none"> クラウドカメラ本体（safie one） LTEドッグ
設置条件	<ol style="list-style-type: none"> LTE回線での接続が可能であること 電源が確保できること カメラ本体が設置できる環境であること

設置方法および手順



- ① カメラ設置（専門業者の活用）
- ② 管理ページ（hacomono×safie）設定
- ③ 管理権限の付与（教育委員会・学校・SDB沖縄）
- ④ 映像確認および分析開始



沖縄県における部活動地域展開に関する取り組み

● 課題⑦学校体育・教育施設の拠点化や社会体育・教育施設との一体化などによる地域スポーツの活動拠点づくり

● ICTツール（スマートキーボックス・クラウドカメラ）の設置及びこれらを活用した地域クラブの実証による成果と課題

	成果	課題・検討事項
キーボックス	設置・準備 ✓ 昨年度からの継続実施のため学校側の理解もありと調整や設置をスムーズに行うことができた	設置・準備 ✓ 利用施設の拡充と継続的利用（予算等の確保）
	実証（利用） ✓ 問題なく利用できた（指導者による利用） ✓ 事前周知・マニュアル（動画等）がスムーズに行うことができた	実証（利用） ✓ 複数クラブでの利用は要検証 ✓ キーボックスの耐久性やエラー等の発生時は要検証
クラウドカメラ	設置・準備 ✓ 日程調整等について難航したものの、設置作業は想定よりも短時間（1時間程度）で実施することができた ✓ 設置校においては設置について協力・理解を得ることができた	設置・準備 ✓ 設置方法は汎用性が高いものの、各学校施設で設置環境が異なるため事前の環境確認方法や学校へのオペレーションについてはノウハウ蓄積が必要 ✓ カメラ画角が変わる事象（故意・トラブル）への対応 ✓ 学校を含めたカメラ設置へのネガティブイメージ
	実証（利用） ✓ 安全管理・事故等発生時の検証を目的とした場合、カメラ台数を増やすことで（4台）確認できる範囲が向上した ✓ AI分析を活用し、安全管理・監視以外に以下可能性があり <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生や危険行動の検知（管理者通知） ・ 活動内容（練習内容）等のフィードバック 	実証（利用） ✓ 通信費やコスト面 ✓ カメラ設置を推進するための制度や運用（『学校判断』では拡大は難しい）

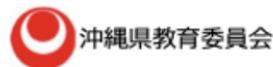
方針策定・ロードマップと体制構築について

沖縄県における部活動地域展開に関する取り組み

● 沖縄県の検討状況 | 部活動地域展開ロードマップ

● 沖縄県部活動地域展開ロードマップについて（令和7年9月16日）

・ 沖縄県部活動地域展開ロードマップ



- 基本方針**
- ・各市町村が関係者の理解と協力の下、休日の部活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等にあった望ましい在り方を見だし、**早期に改革の方針を決定**。（生徒・保護者への丁寧な説明）
 - ・休日については、令和13年度末までの間に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。

- 県**
- ・ 検討会議における支援方策等の検討（推進計画・ガイドラインの改定等）
 - ・ 各市町村担当者等への周知・勉強会の実施
 - ・ 総括コーディネータを活用した体制整備に関する支援
 - ・ 各市町村の進捗状況把握
- ・ 国の中間評価を受けて更なる支援方策の検討
 - ・ 総括コーディネータを活用した体制整備に関する継続支援
 - ・ 先進地（県内市町村）の事例共有
 - ・ 各市町村の進捗状況把握



休日の地域展開（可能な限り平日も）

- 各市町村**
- ・ 実証事業等を活用した各市町村における**課題の創出、課題解決の検討**
- ・ 実態調査
 - ・ 検討会議の開催
 - ・ **改革の方針決定（各市町村の特色）**
 - ・ 推進計画の検討・作成
 - ・ ロードマップの検討・作成
 - ・ 実態に応じた地域展開の取組を推進
- 各市町村における推進計画策定（令和9年度末までに）**
- ・ 検討会議の継続開催（課題の検証、検討）
 - ・ 実証事業の推進
 - ・ 持続可能な運営体制構築（関係団体等との連携）
 - ・ 指導者の確保と質の保証
 - ・ 関係者への周知説明
 - ・ 各市町村において13年度末までに休日の地域展開の実現
 - ・ 平日の活動については中間評価を受けて、方針を決定

※各市町村の実態に応じ、前倒して地域展開の実現

実証地域でのアンケート結果について

令和7年度実証事業の進捗状況

● 実態調査アンケートの実施

	実証の取組	概要
計画	■ 実態調査アンケートの実施	【調査対象】 ・生徒（中学校1・2年生）アンケート ・保護者（中学校1・2年生の）アンケート ・教員（中学校）アンケート ・生徒（小学校5・6年生）アンケート ・教員（小学校）アンケート

● 生徒（中学校1～2年生）

学校名	対象者	回答数	回答率
A中学校	560	421	75%
B中学校	433	195	45%
C中学校	373	303	81%
D中学校	619	477	77%
合計	1,985	1,396	74%

別紙 | 集計結果参照

- ・ スポーツおよび文化活動の実施状況（学校部活動含む）
- ・ 学校部活動の意義および課題
- ・ 地域クラブに関する希望
- ・ 地域クラブ移行に関する期待および懸念
など

● 保護者（中学校1～3年生）

学校名	対象者	回答数	回答率
A中学校	560	63	11%
B中学校	433	52	12%
C中学校	373	40	11%
D中学校	619	65	11%
合計	1,985	220	11%

別紙 | 集計結果参照

- ・ スポーツおよび文化活動の実施状況（学校部活動含む）
- ・ 費用負担（活動費等）の状況
- ・ 学校部活動の意義および課題
- ・ 地域クラブ移行に関する期待および懸念
など

● 教員（中学校）

学校名	対象者	回答数	回答率
A中学校	54	29	53%
B中学校	43	34	79%
C中学校	43	22	51%
D中学校	61	23	37%
合計	201	108	54%

別紙 | 集計結果参照

- ・ 学校部活動への負担感
- ・ 学校部活動の意義および課題
- ・ 地域クラブ移行に関する期待および懸念
- ・ 地域クラブでの指導希望
など

令和7年度実証事業の進捗状況

● 実態調査アンケートの実施

	実証の取組	概要
計画	■ 実態調査アンケートの実施	【調査対象】 ・生徒（中学校1・2年生）アンケート ・保護者（中学校1・2年生の）アンケート ・教員（中学校）アンケート ・生徒（小学校5・6年生）アンケート ・教員（小学校）アンケート

● 児童（小学校5～6年生）

学校名	対象者	回答数	回答率
A小学校	170	82	48%
B小学校	197	162	82%
C小学校	202	89	44%
D小学校	192	157	81%
E小学校	305	258	84%
F小学校	278	174	62%
G小学校	281	152	54%
H小学校	243	110	45%
I小学校	276	248	89%
合計	2,054	1,432	69%

別紙 | 集計結果参照

- ・ スポーツおよび文化活動の実施状況（クラブ活動含む）
- ・ 参加している活動の頻度
- ・ 中学生になったらクラブ活動等はどうするか
- ・ 地域クラブ移行に関する期待懸念

など

● 教員（小学校）

学校名	対象者	回答数	回答率
A小学校	36	21	58%
B小学校	39	22	56%
C小学校	35	26	74%
D小学校	32	7	21%
E小学校	51	37	72%
F小学校	47	32	68%
G小学校	49	28	57%
H小学校	38	9	23%
I小学校	47	30	63%
合計	374	212	56%

別紙 | 集計結果参照

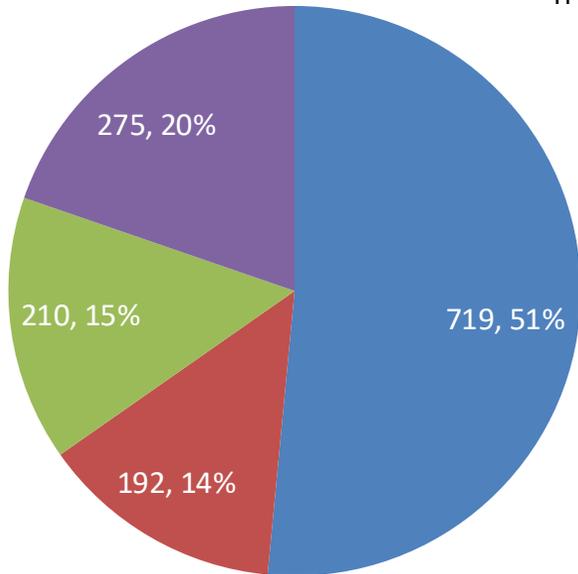
- ・ 休日の学校部活動の段階的な地域展開について
- ・ 地域クラブ移行に関する期待および懸念
- ・ これからの学校部活動や休日の地域クラブへの関わり方
- ・ 部活動の地域クラブ展開についてのご意見

など

令和7年度実証事業の進捗状況

● 実態調査アンケートの実施 | 生徒（中学生）対象アンケート

現在、文化・スポーツ活動の取り組みをしていますか
n = 1,396

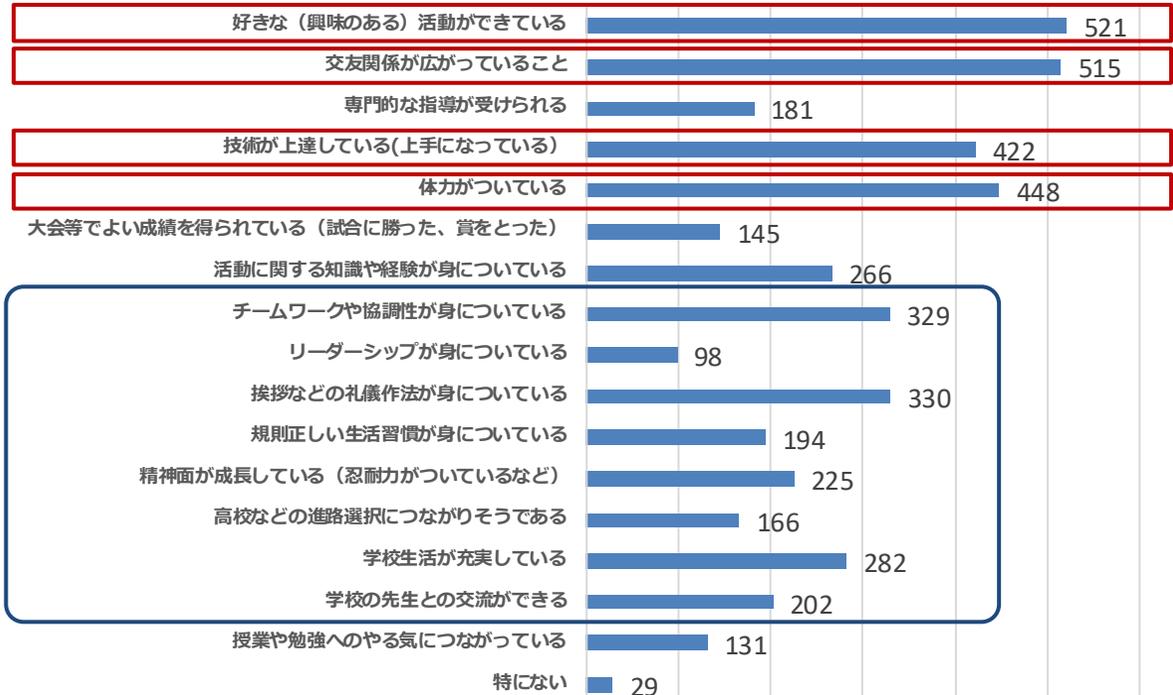


- 学校部活動のみに所属している
- 各種スクール・習い事のみに所属している
- 学校部活動と各種スクール・習い事に所属している
- 何もしていない・何にも所属していない

学校部活動に入部して良かったと感じることはどのようなことですか（複数選択可）

〔学校部活動のみに所属している〕生徒の回答

n = 719



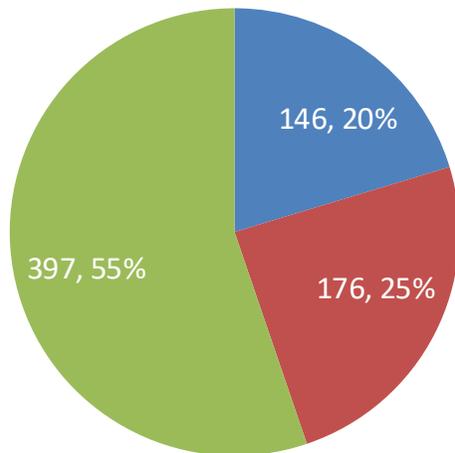
生徒にとって学校部活動に所属することの価値は、専門的指導や大会成績よりも、個人の興味や基礎的な体力を満たすことや、自身の交友関係を広げることが優先順位が高くなることから、地域クラブ活動においても運営の重要な要素となる。一方で、教育的効果の関連要素も一定の割合で選択をされているため配慮や検討が必要である。

● 実態調査アンケートの実施 | 生徒（中学生）対象アンケート

所属する学校部活動の「休日」の活動について日数や時間をどう思っていますか

【学校部活動のみに所属している】生徒の回答

n= 719

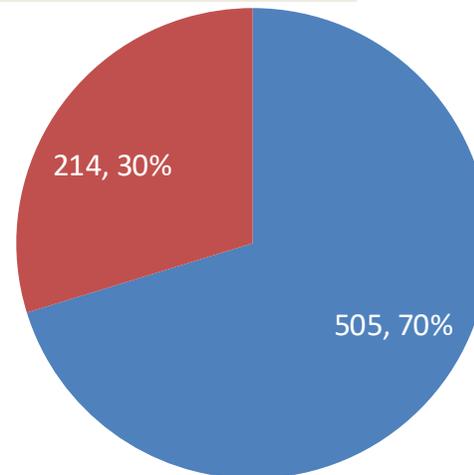


■ 多い ■ 少ない ■ ちょうど良い

「休日」の理想的な練習日数(週あたり)を教えてください

【学校部活動のみに所属している】生徒の回答

n=719



■ 1日以上 ■ 休日は活動しない

部活動に所属する生徒の半数以上（80%）が現在の学校部活動における休日の活動日数・時間を「ちょうど良い」「少ない」と考えており、理想の活動日数も「1日以上」と回答する割合が多い（70%）ため、地域展開後においても**現在と同等の活動機会**を維持・確保することが優先であるといえる。

一方で、学校部活動の**活動日数・時間が「多い」**と感じている生徒も一定の割合（20%）であり、「休日は活動しない」ことが理想と回答する生徒（30%）が地域展開後に地域クラブに『参加しない選択肢』も想定しておくことが必要である。

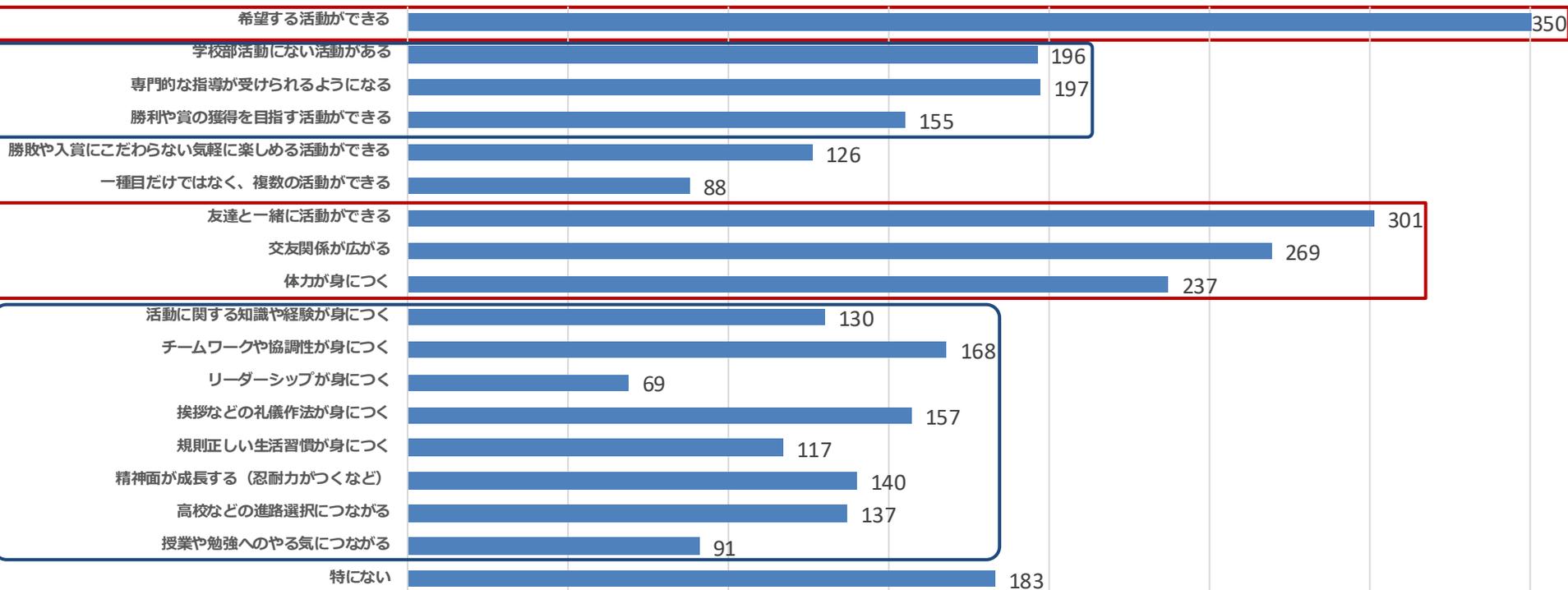
令和7年度実証事業の進捗状況

● 実態調査アンケートの実施 | 生徒（中学生）対象アンケート

あなたが地域クラブに期待することを教えてください（複数回答可）

n= 719

【学校部活動のみに所属している】生徒の回答



生徒が地域クラブに期待することは、学校部活動の意義と同様に、**専門的指導や大会成績よりも、個人の興味や基礎的な体力を満たすことや、自身の交友関係を広げることが優先順位が高くなる**ことから、地域クラブ活動においても運営の重要な要素となる。

一方で、専門的な指導や大会成績、学校部活動にない活動への参加を期待や、学校部活動と同じく教育的効果の関連要素を選択する生徒も一定存在するため、生徒の多様なニーズへの対応を検討する必要がある。

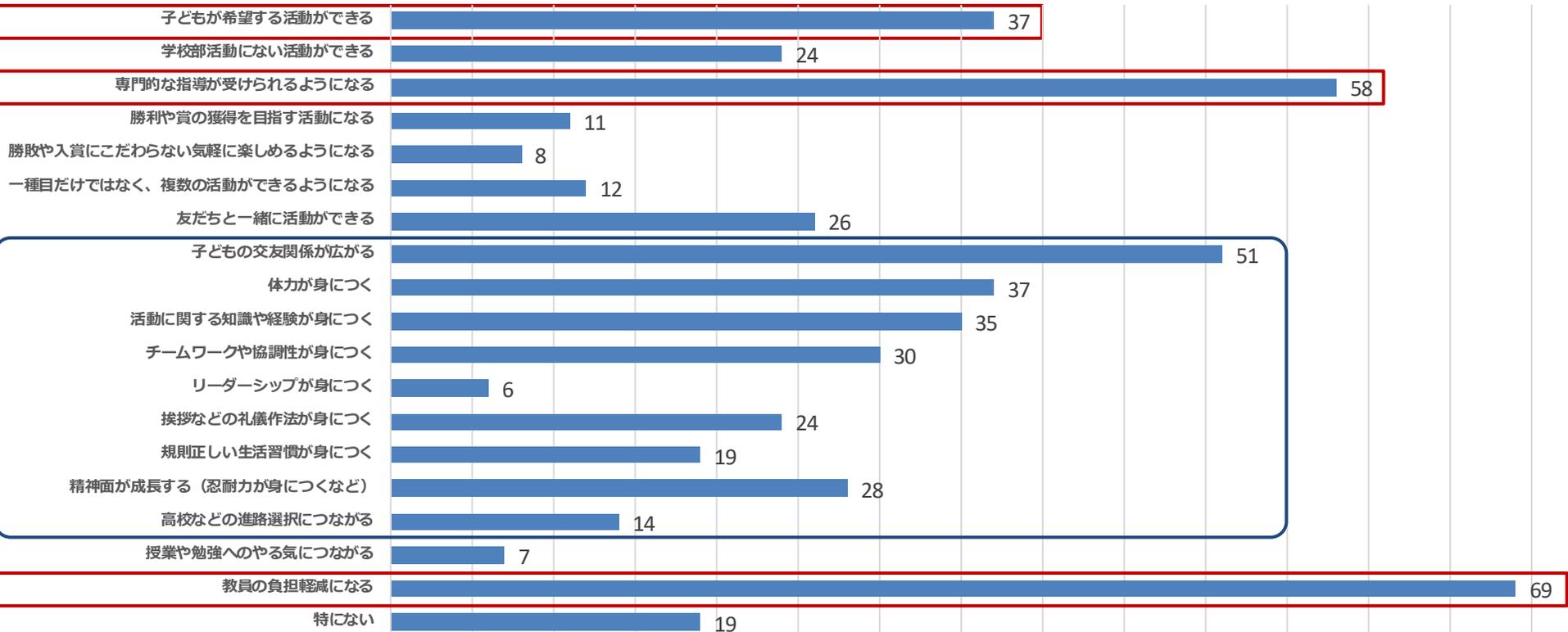
令和7年度実証事業の進捗状況

● 実態調査アンケートの実施 | 保護者（中学生）対象アンケート

あなたが地域クラブに期待することを教えてください（複数回答可）

n= 130

【学校部活動のみに所属している】保護者の回答



保護者が地域クラブに期待することは、「**教員の負担軽減になる**」ことである。一方で、**専門的指導を期待する割合が多くな**っており、自身の交友関係を広げることが優先順位が高い生徒と**ギャップ**がある。

また、教育的効果の関連要素を選択する保護者が一定存在する点については、生徒の回答と同様の意識であるといえる。

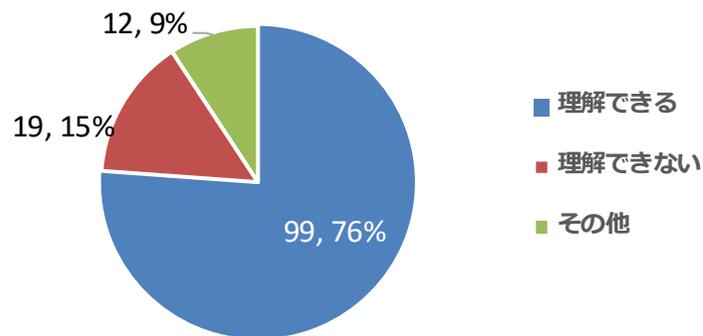
令和7年度実証事業の進捗状況

● 実態調査アンケートの実施 | 保護者（中学生）対象アンケート

休日の学校部活動を地域クラブに移行する際の費用負担について、あなたの考えに近いもの教えてください

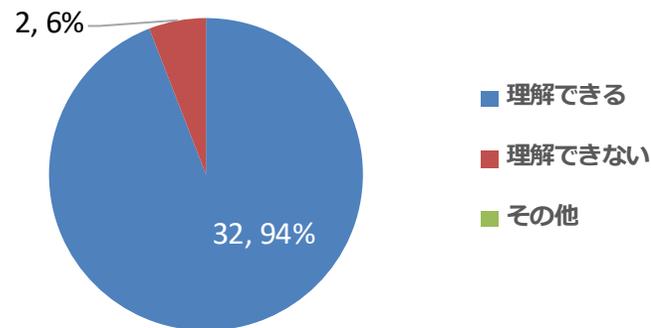
【学校部活動のみに所属している】保護者の回答

n= 130



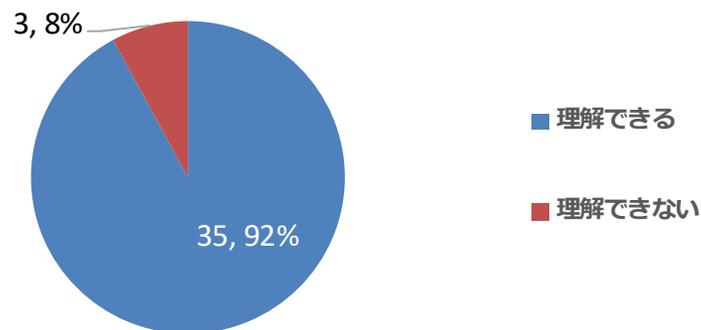
【各種スクール・習い事のみに所属している】保護者の回答

n= 34



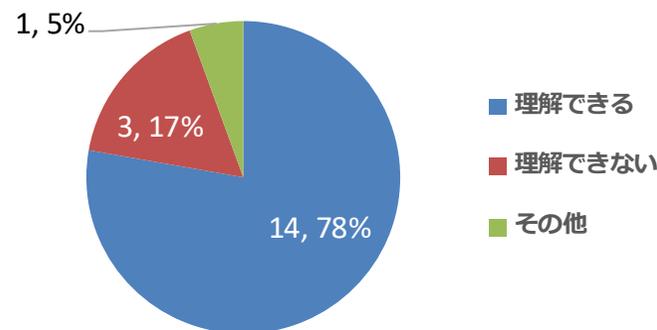
【学校部活動と各種スクール・習い事に所属している】保護者の回答

n= 38



【何もしていない・何にも所属していない】保護者の回答

n= 18



費用負担については、どの属性に関わらず「理解する」という割合が最も多くなっている。

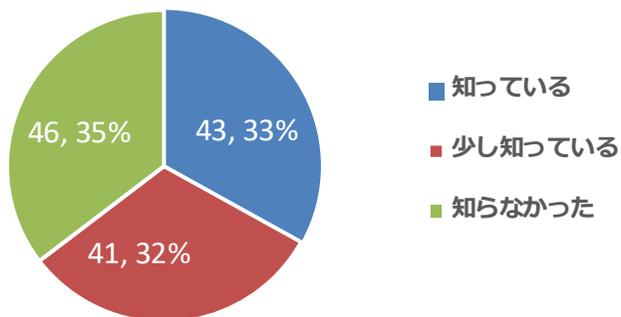
令和7年度実証事業の進捗状況

● 実態調査アンケートの実施 | 保護者（中学生）対象アンケート

今後休日の学校部活動を段階的に地域クラブに展開していくことをご存じですか

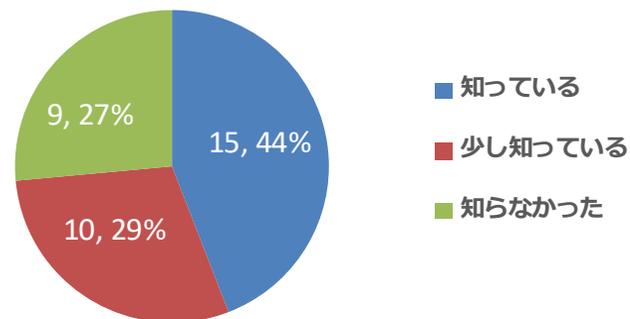
【学校部活動のみに所属している】保護者の回答

n= 130



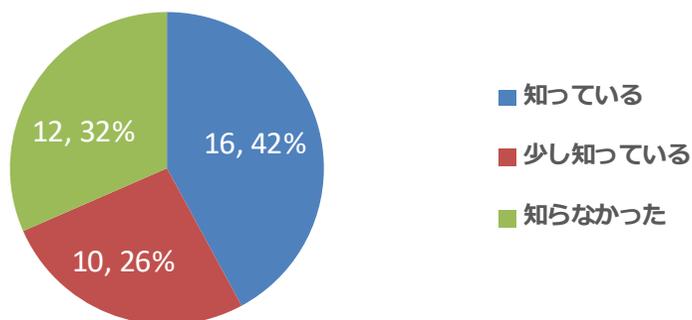
【各種スクール・習い事のみに所属している】保護者の回答

n= 34



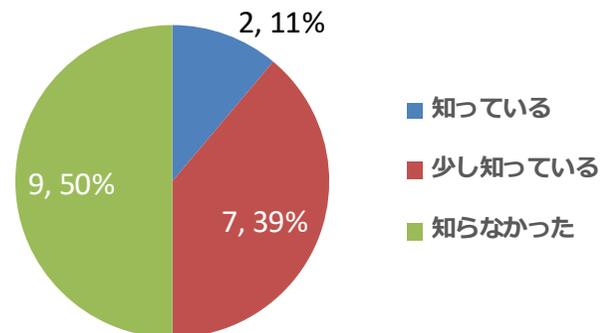
【学校部活動と各種スクール・習い事に所属している】保護者の回答

n= 38



【何もしていない・何にも所属していない】保護者の回答

n= 18



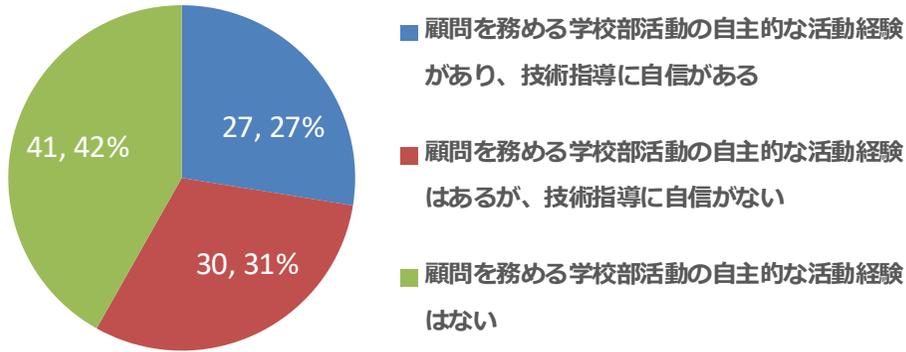
部活動の地域展開については、合計で「知っている（35%）」「少し知っている（31%）」「知らなかった（34%）」の順の割合となっている。

今後は、積極的に周知や情報提供を図っていくことが重要であるといえる。

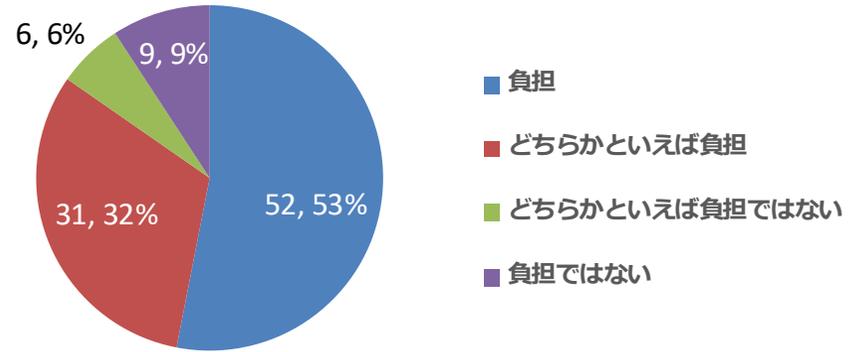
令和7年度実証事業の進捗状況

● 実態調査アンケートの実施 | 教職員（中学校）対象アンケート

顧問を務める学校部活動の経験や専門性はありますか n= 98



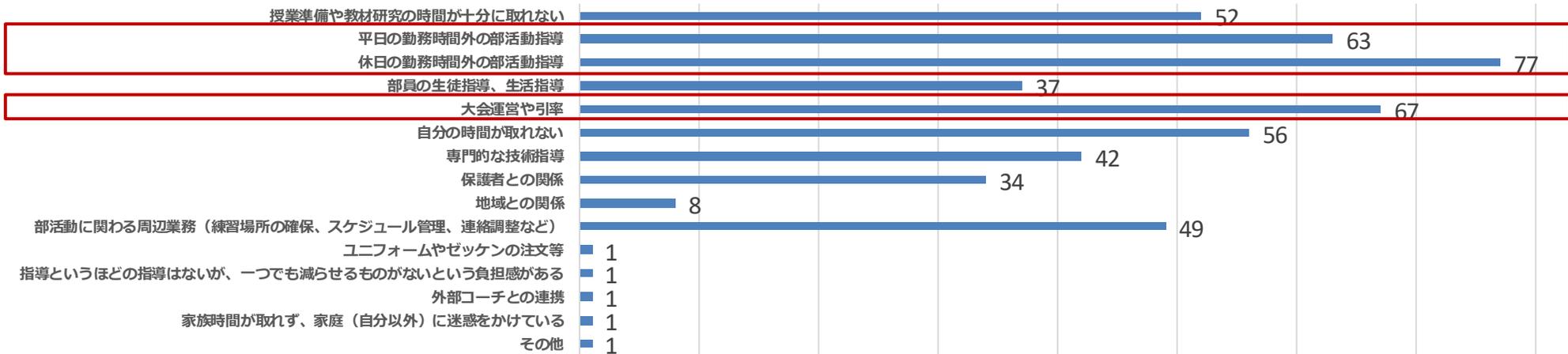
学校部活動は負担に感じていますか n= 98



どのようなことが負担になっていますか(複数選択可)

「負担」「どちらかといえば負担」の回答者のみ

n=83



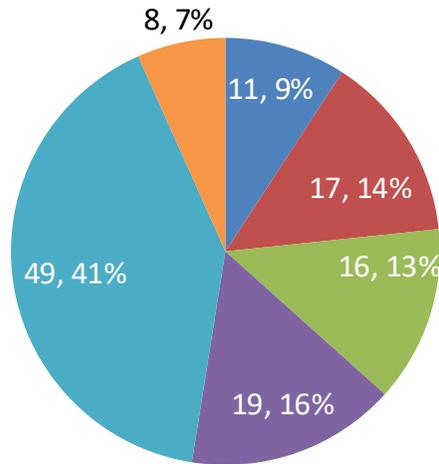
教員の約8割が学校部活動が「負担・どちらかといえば負担」と捉えている。その背景には、勤務時間外の勤務、大会運営や引率、自身の時間が取れなくなること、事務的業務などが要因になっていることが明らかになった。

令和7年度実証事業の進捗状況

● 実態調査アンケートの実施 | 教職員（中学校）対象アンケート

これからの学校部活動や休日の地域クラブへの関わり方として、あなたの考えに近いものを教えてください

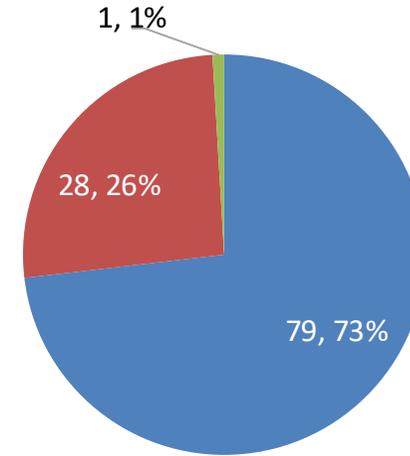
n= 108



- 平日は学校部活動の顧問として関わり、休日は地域クラブ活動にはできれば関わりたくない
- 学校部活動の顧問として関わる他に、休日はできる範囲で地域クラブに関わってもよい
- 平日は学校部活動の顧問として関わり、休日は地域クラブ活動には関わりたくない
- 平日は学校部活動の顧問として関わる他に、休日は兼職兼業等の制度を活用して指導者として地域クラブに関わりたい
- 今後、平日の学校部活動や休日の地域クラブ活動には関わりたくない
- その他

今後、休日の学校部活動を段階的に地域クラブに展開していくことをご存じですか

n= 108



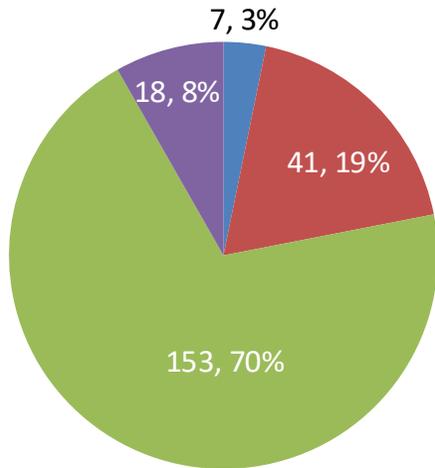
- 知っている
- 少し知っている
- 知らなかった

教職員（中学校）**41%**が平日の部活動や休日の地域クラブ活動に「**関わりたくない**」と回答。またの**23%**が地域クラブに「**携わりたい**」「**できる範囲で関わっても良い**」と回答している。本人の希望がある場合には兼職兼業による地域指導者としての活動環境を確保する必要がある。また、地域展開への認知の割合も多く、教員の関心度が高いことが伺える。

● 実態調査アンケートの実施 | 教職員（小学校）対象アンケート

これからの学校部活動や休日の地域クラブへの関わり方として、あなたの考えに近いものを教えてください

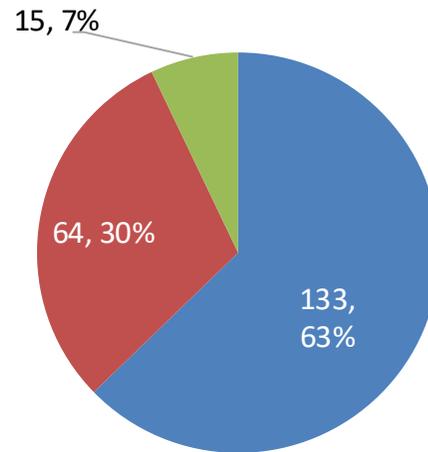
n= 212



- 休日は兼職兼業等の制度を活用して、指導者として地域クラブに関わりたい
- 休日はできる範囲で地域クラブに関わっても良い
- 休日は地域クラブ活動には関わりたくない
- その他

今後、休日の学校部活動を段階的に地域クラブに展開していくことをご存じですか

n= 212



- 知っている
- 少し知っている
- 知らなかった

教職員（小学校）の**22%**が地域クラブに「携わりたい」「できる範囲で関わっても良い」と回答している。本人の希望がある場合には、中学校教職員と同様に兼職兼業による地域指導者としての活動環境を確保する必要がある。

部活動地域展開に関する事例 ～新潟県長岡市の取り組み～

人口：256,775人
中学校数：27校

4者協定の締結（令和6年7月）

中学生にとって望ましいスポーツ、文化芸術環境の実現のため、
関係する団体が協力する体制を整備する

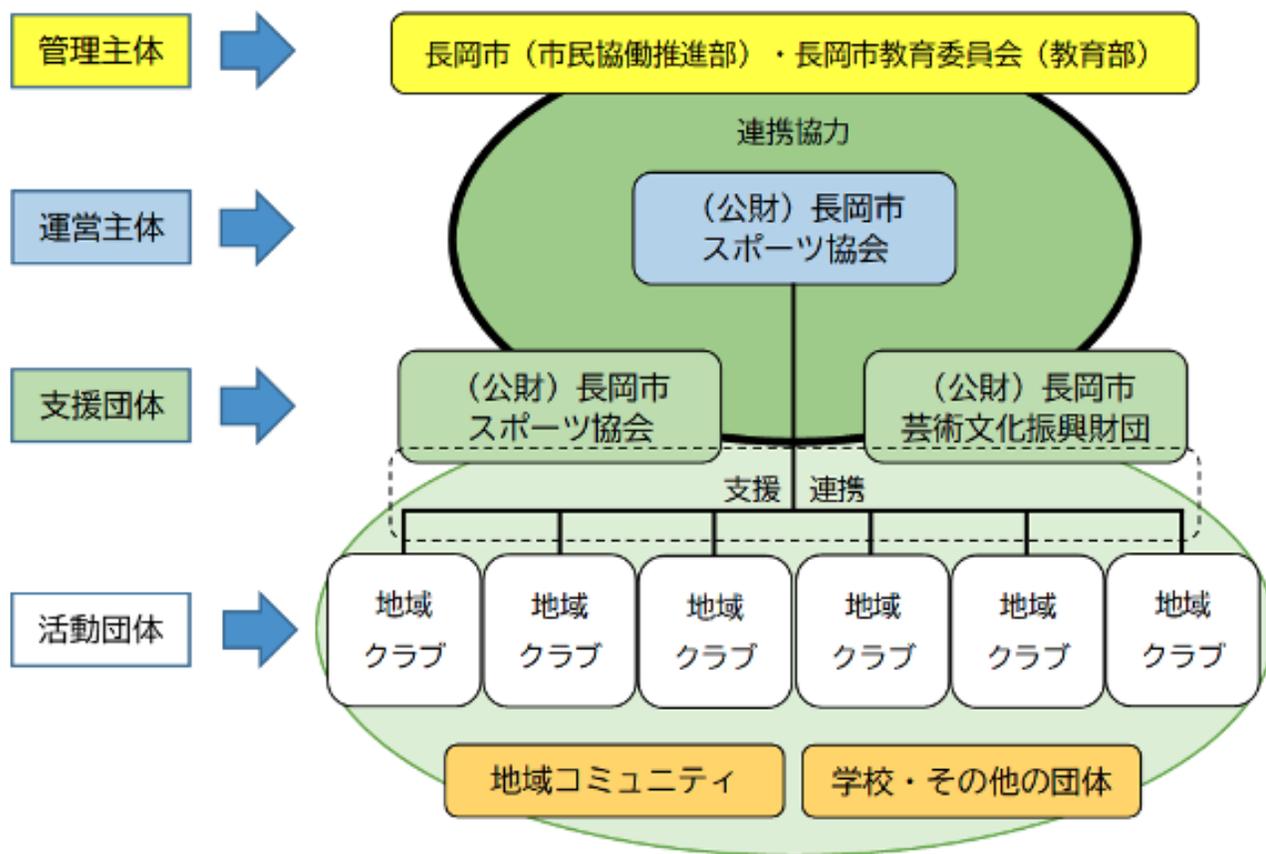
- ・事務の一元化
 - …地域クラブ事務の効率化と経費削減
 - …スポーツ協会が文化系のクラブの事務を行うため



長岡市
長岡市教育委員会
(公財)長岡市スポーツ協会
(公財)長岡芸術文化振興財団

地域クラブ活動の実施体制（案）

主な担当業務内容



1 管理主体

構想・制度の設計、移行業務の統括、検討委員会の運営、活動エリア調整、案内作成、指導者講習、業務仕様作成

2 運営主体

申込受付、保険加入、参加料管理、税申告、指導者報酬支払い

3 支援団体

各クラブの活動把握、指導者調整・指導者育成、コンプライアンス

4 活動団体（各クラブ）

練習計画、会場確保、出欠確認、活動実績報告

地域クラブ活動スケジュール

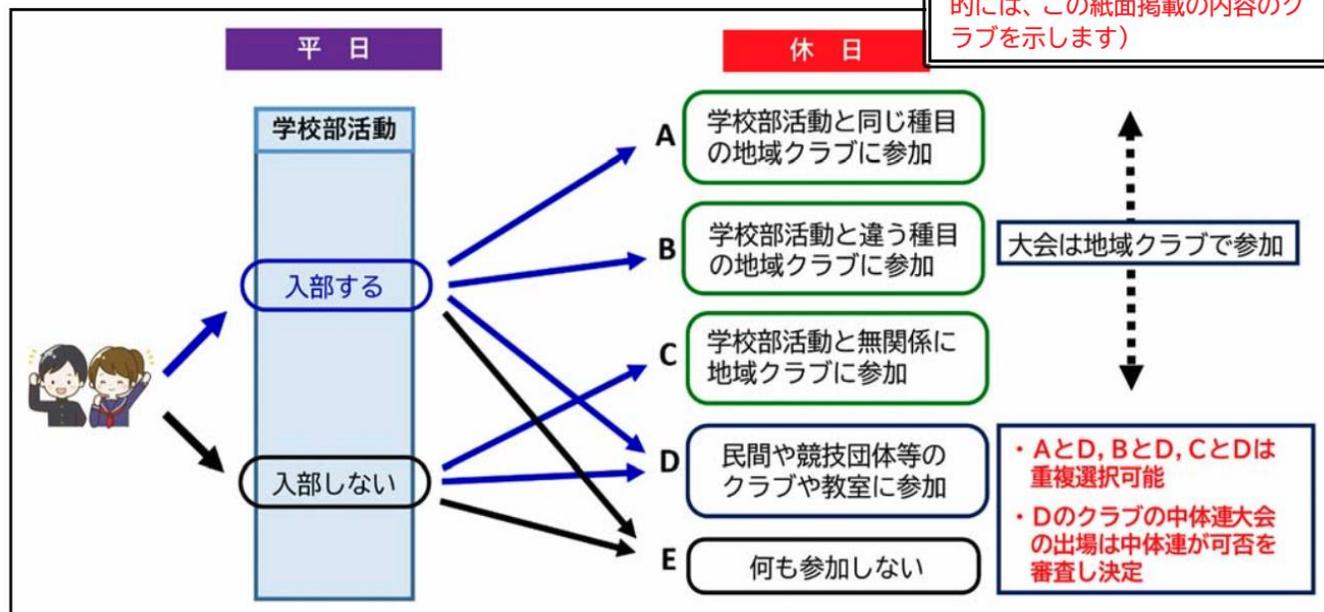
長岡市が現在予定している開始時期や活動エリア等をお知らせします。国や県、関係団体(中学校体育連盟(以下「中体連」)や吹奏楽連盟等)の方針等により、今後一部変更になる場合があります。

		令和6年度 4月	令和7年度 9月	令和8年度	令和9年度以降 時期未定
平日	学校部活動	→ (実線) → (点線) →			
	地域クラブ				→ (点線) →
休日	学校部活動	→ (実線) → (点線) →			
	地域クラブ		→ (実線) →		

※新学習指導要領改訂の状況により平日の移行開始

地域クラブ活動のイメージ

地域クラブ活動が始まると・・・こんな選択のイメージに

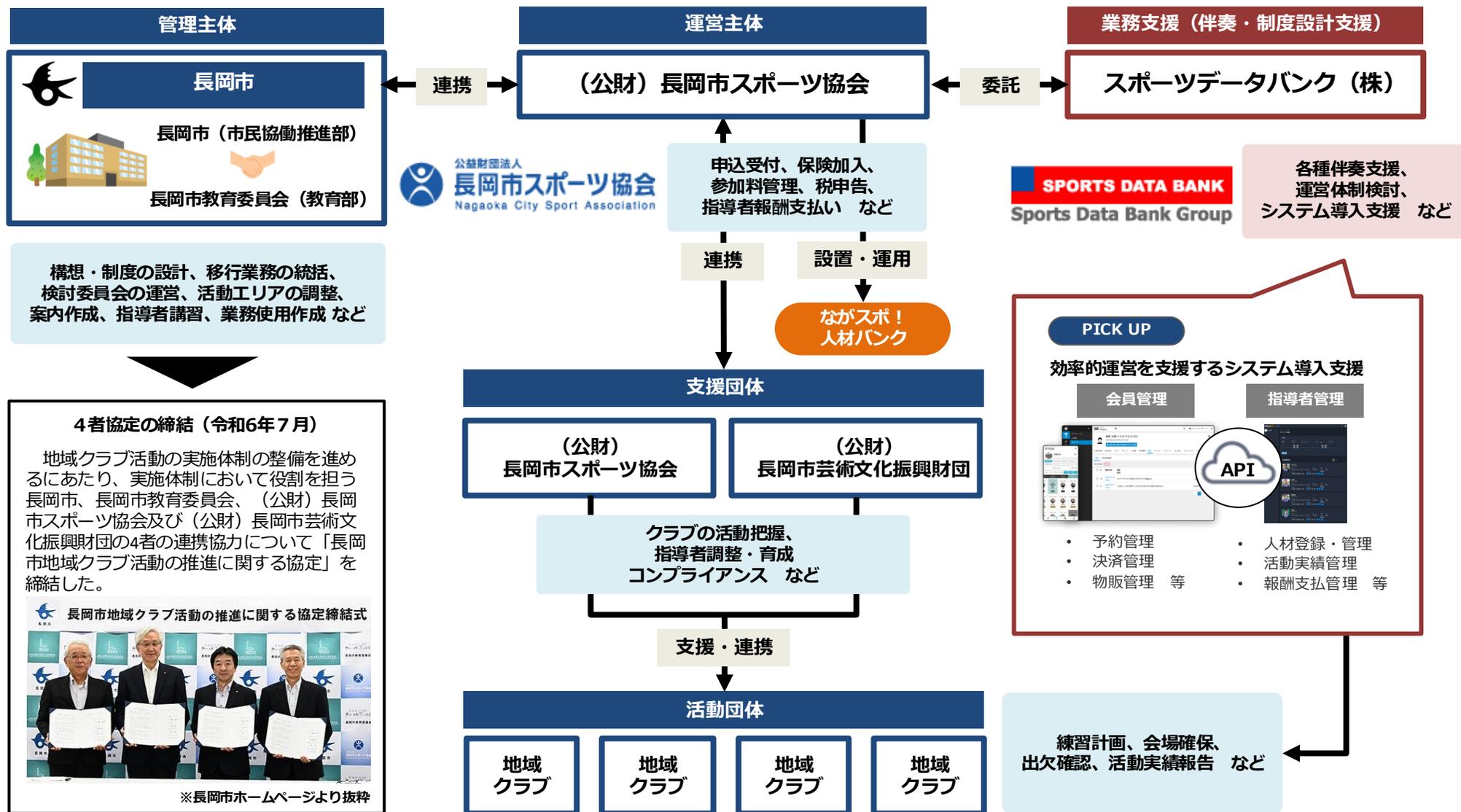


※学校部活動は令和7年度途中まで現状の形で実施します。おおむね夏休み明けの9月より、休日の部活動のみ地域クラブ活動に移行します。

※令和8年度以降も、当面の間(部活動の扱いが新学習指導要領で明確になるまで)は平日の学校部活動は継続する予定です。

新潟県長岡市（運営主体・管理団体の支援）

● 地域クラブ活動の推進体制



長岡市地域クラブ活動

ながおかCome100クラブ活動

Startup meeting!

～講演とトークセッション～



スポーツ庁長官
室伏 広治 氏

北海道日本ハムファイターズCBO
(チーフ・ベースボール・オフィサー)
栗山 英樹 氏

2025. 5.18 日 14:00開演
(13:30開場)
長岡リリックホール コンサートホール

アンケートにご協力ください。
イベント終了後、こちらのフォームから
ご意見をお寄せください。



主催 長岡市 長岡市教育委員会
共催 (公財)長岡市スポーツ協会 (公財)長岡市芸術文化振興財団

子どもたちの未来のために、今！

講師プロフィール



むらふし こうじ
室伏 広治 氏

陸上競技のハンマー投げ選手として2000年シドニー、2004年アテネ、2008年北京、2012年ロンドン五輪に出場。アテネ五輪では陸上・投擲種目でアジア史上初の金メダルに輝いた。現役中の2007年に中京大学大学院体育学研究科にて博士号を取得。2011年同大学スポーツ科学部にて准教授を務める。2014年には東京医科歯科大学にて教授を務めると同時に、スポーツサイエンスセンターのセンター長にも就任した。また、2014年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会スポーツディレクターに選任され、日本オリンピック委員会理事、日本陸上競技連盟理事などを歴任し、2020年10月より現職に就く。また2023年より政府代表として、世界アンチドーピング機構(WADA)の執行委員を務めている。



くりやま ひでき
栗山 英樹 氏

1961年、東京都生まれ。創価高校、東京学芸大を経て84年ドラフト外でヤクルトスワローズへ入団。89年にゴールドグラブ賞を獲得し、90年シーズン限りで現役引退。引退後はスポーツキャスター、白鷲大教授などを歴任。2012年に北海道日本ハムファイターズの監督に就任。2021年まで10年間、指揮を執りパ・リーグ優勝2度。2016年には日本一に輝き、正力松太郎賞を受賞。2022年から野球日本代表「侍ジャパン」トップチームの監督を務め、2023年の第5回ワールド・ベースボール・クラシックで3大会ぶりの優勝を果たした。2024年に北海道日本ハムファイターズのチーム編成と運営の最高責任者となるチーフ・ベースボール・オフィサー (CBO) に就任した。

プログラム

- I ご挨拶
- II 室伏 広治 氏 講演
- III 栗山 英樹 氏 講演
(休憩)
- IV トークセッション
- V 閉会セレモニー

～令和7年9月始動～

ようこそ！ ながおかCome100クラブへ

ながおかCome100クラブは、子どもたちのスポーツ・文化芸術の「活動の場の確保」を最優先に、部活動の教育的意義(※)を継承し、発展させる、持続可能な活動を目指しています。子どもたちがこの活動をおして、地域の中でスポーツや文化芸術活動に触れ、生涯にわたり楽しむことができる、豊かな経験・体験の機会となることを願って創設するものです。

※ 部活動は、スポーツ・文化芸術に関心のある同好の子どもたちが自主的・自発的に参加し、学校教育の一環として、部活動顧問を中心とする周りの大人が見守り、支えてきた活動です。子どもたちの自主的で多様な学びの場として、異年齢との交流による好ましい人間関係の構築や、学習意欲の向上、自己肯定感・責任感・連帯感の涵養などの様々な教育的意義を有しています。

指導者研修について

部活動地域連携・地域移行に関する取り組み（宜野座村）

指導者等の質の保障・量の確保 | 沖縄県宜野座村 - 2024年11月～ -

令和6年度スポーツ庁・部活動の地域展開や地域スポーツクラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備事業
(重点地域施策への取り組み)



宜野座村内での指導者確保が困難

指導者等を対象とした「**JSPO公認スポーツコーチングリーダー**」養成講習会の受講および資格取得プログラムの提案

※特別協賛：日本郵政株式会社



リスクの軽減・回避に繋がる「**リスク対策eラーニング**」の提供

スポーツ活動等を行う子どもたちや指導者等を対象とした、活動中のケガや賠償責任を補償する「**スポーツ安全保険**」の加入促進



郵便局社員が
宜野座村バドミントン地域クラブ指導者として
2024年11月より活動開始

部活動地域連携・地域移行に関する取り組み

● 地域クラブモデル実証の実施（休日の活動） | 運営団体・実施主体業務について

指導者（事前研修）について | 本モデル事業での対応

生徒・保護者が安心して活動に参加してもらい、指導者を守るセーフティネットとして、当社指定の研修を事前受講する

● 基礎研修・専門種目研修

研修	主な内容	時間・方法
事前研修①	<ul style="list-style-type: none"> 事業背景と趣旨・目的の理解 指導に入る前の準備（指導者の役割・生徒との接し方等） 	60分程度
	<ul style="list-style-type: none"> 指導における当日の流れ 活動以外の対応（学校との分担・連携） 活動における危機管理対応（体罰等の防止・安全管理・アレルギー対応等） 	対面またはオンライン

● その他研修（自然災害への対応・コンプライアンス・ハラスメント等）

研修	主な内容	時間・方法
事前研修②	自然災害への対応（e-Learning）	e-learning (オンデマンド) 20分程度/各項目
	救急救命・救護（e-Learning）	
	防犯（e-Learning）	
	コンプライアンス・ハラスメント（e-Learning）	
	メンタルヘルスケア（e-Learning）	
	個人情報保護（e-Learning）	

e-learning受講
(オンデマンド)

確認テスト

指導者認証・情報開示

〔 自然災害への対応 〕



本研修は賠償責任保険が付帯。

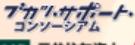
***事業費にて加入**

(補償内容)

・施設賠償責任保険 : 3億円
指導中に中学生に怪我を負わせてしまった。通行人や保護者等の第三者に危害を加えてしまった

・専門事業者賠償責任保険 : 500万円
指導にあたってハラスメント行為や差別的行為により生徒に精神的なダメージを負わせてしまった

一般社団法人Women's Way's - 2025年3月20日 -



ブカツ・サポート
コンソーシアム



糸満市
Itonami City



WOMAN'S
WAY'S

“スポーツを頑張る小・中学生”の指導者向け講演会
女子アスリートのコンディションとパフォーマンス向上



Woman's Ways 講師
代表 潮田玲子 氏 (元バドミントン選手)
理事 狩野舞子 氏 (元バレーボール選手)

3.20 2025
THU
17:00-18:30

参加
無料

Woman's Ways - ABOUT -
女子アスリート。特に思春期を迎え身体に変化がきて戸惑っている子や悩んでいる女子アスリートが生理や女性の身体についての正しい知識や付き合い方が学べる環境が少ないことから、わたしたちは、女子アスリートが安心して競技を続けられるように正しい知識や経験を発信し、選手に寄り添っていく活動をしています。

◆主催 | ブカツ・サポート・コンソーシアム
◆運営 | スポーツデータバンク沖縄株式会社
◆共催 | 糸満市教育委員会
◆協賛 | 沖縄県教育委員会 糸満市学力向上推進協議会
| 日本郵政株式会社 三井住友海上火災保険株式会社

◆開催日時 | 2025年3月20日 (木) 17:00~18:30 (受付: 16:30~)
◆会場 | くくる糸満 多目的室
◆定員 | 100名 (先着順)
◆対象 | ジュニア世代のスポーツ指導者 他
◆講師 | Woman's Ways 潮田氏、狩野氏
◆参加費 | 無料
◆申込期日 | 2025年3月18日 (火) 18:00まで

申し込みフォーム



ジュニア世代の指導を行っている指導者
女子アスリートの指導を行っている指導者 必見!!

子どもの成長期のなかで、特に小学校高学年から中学生にかけては身体の変化が大きくなる時期です。その時期にスポーツを頑張っている子も多くいますが、特に“女子”アスリートはコンディションによって、パフォーマンスがあげられない・維持できないこともあり、悩んでしまう子も多くいます。本公演では、元女性アスリートである2名の講師の皆さんより、その経験や正しい知識を指導者の皆さんにお伝えいただきます。

<お問い合わせ> スポーツデータバンク沖縄 (株) | info-sdbokinawa@sdb-group.co.jp

スポーツを頑張る小中学生の指導者向け講演会

元バドミントン選手・潮田玲子さんが代表理事を務める
一般社団法人Women's Way'sと共同開催

沖縄県教育委員会、糸満市教育委員会の協力により市内を中心とした部活動顧問や**地域クラブ指導者など中学生年代の指導者向け (約100名) に研修会**を実施。

地域クラブの指導者に必要な知識として
今後は全国にこの研修会を広めていく活動を行う予定です。

Women's Way'sとは？

女子アスリートの特に思春期を迎え身体に変化がきて戸惑っている子や悩んでいる女子アスリートが生理や女性の身体についての正しい知識や付き合い方が学べる環境が少ないことから、わたしたちは、女子アスリートが安心して競技を続けられるように正しい知識や経験を発信し、選手に寄り添っていく活動をしています。

